

2025年度
連合福岡 政策・制度要求
回 答 書



令和8年2月19日
福 岡 県

目 次

I 労働・教育<労働>	・・・1
I 労働・教育<教育>	・・・15
II 医療・地域活性化<医療>	・・・22
II 医療・地域活性化<地域活性化>	・・・28
III 環境・安全<環境>	・・・36
III 環境・安全<安全>	・・・41

【労働・教育】

<労働>

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み継続

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、引き続き福岡労働局およびハローワークと連携をはかること。

(福祉労働部)

県内4地域に労働者支援事務所を設置し、労働者・使用者の双方から労働に関する相談をお受けして労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援しています。また、労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。年度末にかけて解雇、雇止め、内定取り消し等の労働トラブルの増加が予想されることから、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」(令和8年2月25日と26日の2日間)を実施し、必要な場合には、弁護士による相談も行うこととしています。こうした取組等において不適正な事案を確認した場合には、指導権限のある労働基準監督署やハローワーク等に相談するよう助言する等、厚生労働省福岡労働局等と連携を図り対応しているところです。

2. 生活困窮者への生活支援

(1) 生活支援に関する相談窓口の充実・強化

生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活に困窮する方に対しては、市や県が設置する自立相談支援機関において、家計や仕事、住まい等の幅広い課題について、個々の状況に寄り添い、解決に向けた提案やお手伝いをしております。県におきましては、コロナ禍以降、自立相談支援機関への相談件数の増加に対応するため、県の自立相談支援事務所の相談支援員を増員しました。また、生活福祉資金の特例貸付について、償還が困難な方々を自立相談支援機関につなぎ、生活再建に向けた支援に係る相談体制を強化するための相談支援員も別途増員し、生活支援に関する相談窓口の充実・強化を図っているところです。

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、今年度は15市町が取り組んでいます。また、この事業の実施に向けた準備に3市が取り組んでいるところです。

県では、令和3年度から、県内全市町村を対象とした説明会を実施するとともに、市町村を個別に訪問し、事業説明を行っています。

また、今年度、市町村の包括的な支援体制の整備に係る取組状況調査を実施しました。調査結果を踏まえた上で、引き続き、重層的支援体制整備事業を始めとした、市町村の包括的な支援体制の早期の体制整備に向け、必要な支援を行ってまいります。

(2) 生活保護に関する取り組み

生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう以下の取り組みを進めること。

①生活保護に関する広報をより充実させるとともに、各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活保護制度の広報については、国においてはホームページで全国に周知を行っており、県においてもホームページにて「生活保護の申請をお考えの方へ」という項目を設け、生活保護の申請は国民の権利であるため、ためらわずに相談又は申請してくださいとの呼びかけを行い、県内の申請窓口を掲載し、福岡県だより3月号にも同様の呼びかけを掲載しているところです。

併せて、より具体的にご理解いただけるよう、各福祉事務所で小冊子（「保護のしおり」）等を利用し、申請時に活用しているところです。

②生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

(福祉労働部)

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の弾力的な運用については、令和5年5月8日に国の通知により見直しが行われております。特例の廃止にあたっては、対象者に十分な説明・指導を行う猶予期間が設けられました。また、転居

指導については、一定の条件を満たした場合は転居指導を留保する等新たな取り扱いが追加されているところです。

県としては、従前の取り扱いの中で適切に保護が実施されるよう、監査や研修を通して指導しているところです。

自家用車保有の取り扱いについては、移動に困難がある地域もあることから、特例の廃止とは関わりなく以前より国に各実施機関の判断により保有を容認できるよう要望をしており、今後も要望してまいります。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援

関係機関と連携・協力し、今後の物価動向や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援に資する以下の取り組みを進めること。

- ①支援体制を整備すること。
- ②各種支援策の周知など、利用拡大の取り組みを継続すること。
- ③取引の「しわ寄せ」防止のための、県内事業者への関係法令を周知徹底すること。

(商工部)

①国内では、人口減少の影響による人手不足が顕在化し、併せて、エネルギー・原材料価格等の高騰が続いており、依然として、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況です。

このような中、県制度融資による中小企業の資金繰り支援や相談窓口の設置、デジタル技術を活用した中小企業の生産性向上支援に取り組んできたところです。

①・②また、県中小企業振興事務所を核とし、商工会議所・商工会や金融機関、専門家団体等の支援機関で構成する「地域中小企業支援協議会」を、県内4地域に設立しており、これを地域における中小企支援の拠点と位置づけ、関係機関が連携・協力し、地域の力を結集した中小企業支援に取り組んでおり、制度・施策の周知・広報についても、この協議会のネットワークを活用しているところです。

③加えて、委託事業者の取引担当者を対象に、国が開催する講習会の周知を行い、取適法及び受託中小企業振興法に関する普及啓発を図っています。

また、(公財)福岡県中小企業振興センターでは、(公財)全国中小企業振興機関協会と連携して、「取引かけこみ寺」事業を実施しています。本事業では専門相談員、登録弁護士が県内6カ所に赴き、中小企業等の皆様からの企業間取引に関する相談・紛争に対し、適切な助言・アドバイスを行う出張相談会を開催しています。

今後も、引き続き、関係機関と連携・協力し、県内事業者への支援・周知に取り組んでまいります。

(2) 障がい者雇用の推進・強化

障がいの種類および程度にかかわらず、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向け、以下の取り組みを進めること。

- ①法定雇用率未達成企業に対し、セミナー開催や企業への助言など雇用支援の各種取り組みを講ずること。特に、障がい者を全く雇用していない企業への対策を強化すること。

(福祉労働部)

法定雇用率未達成企業を対象に、国と共催で、障がい者雇用の必要性や支援・助成制度を説明する障がい者雇用セミナー等を県内4地区で開催し、障がい者雇用の推進を図っています。

また、障がいのある人を雇用していない企業を対象に障がい者雇用の課題に対し支援を行うコンサルティング、重度障がい、精神障がいのある人のための短時間求人の開拓を行うとともに、障がいのある求職者と企業とのマッチングによる職業紹介を柱として、就職相談から職場実習、就職後の職場定着まで、障がいのある人の個々の特性や企業ニーズに応じた支援をワンストップで行う、県独自の職業紹介事業を実施しています。

さらに、県内13障がい福祉圏域すべてに「障害者就業・生活支援センター」を設置し、障がいのある求職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援をするほか、企業に対する雇用管理についての助言を行っています。

このほか、時間や場所にとらわれないテレワークは、障がいのある人の雇用機会を広げるために有効であると考え、令和2年度福岡市に障がい者テレワークオフィス「こといろ」、令和5年度北九州市に「Beyond Office」を設置し、テレワーク導入の支援に取り組んでいます。

令和8年度は新たに、障がいのある人が働きやすい職場づくりを支援するため、職場定着に課題を抱える企業を対象に、障がいのある人が活躍する職場見学ツアーと、受け入れ環境改善を助言するアドバイザー派遣を一体的に実施する予定です。

②法定雇用率未達成企業の割合が多い中、率先して対応すべき県教育委員会の達成率が極めて低い実態を踏まえ、達成に向け具体的な対策を講じること。

(教育庁)

県教育委員会では、採用試験における障がいのある方を対象とした特別選考を実施するとともに、会計年度任用職員として事務補助等を行う職員を任用しています。

昨年度、特別選考の採用予定者数を拡大するとともに、県教育委員会事務局内での障がいのある方が働くサポートオフィスの設置や通勤できない方の在宅ワークを試行しており、今後も法定雇用率の達成に向けて雇用の拡大に取り組んでいきます。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

年代や対象、雇用形態など求職者の置かれた状況に応じ、就職転職支援や職業訓練など就業機会確保の対策を講じること。

(福祉労働部)

求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を行えるよう、若者・中高年・高齢者・女性・長期無業者といった年代別・対象別の就職支援施設を設置し、求人紹介、個別就職相談、求職者向けのセミナー・合同会社説明会や出張相談等を実施しています。

令和8年度は新たに、若者の就職・転職支援に関し、ものづくりやIT、建設業等の未経験分野への就職にチャレンジする若者を対象に、企業とのマッチングから就職後のOff-JTまで一貫した支援を実施する予定です。

新規学卒者や離転職者の方々のために、就職に必要な知識や技術を習得できるよう、高等技術専門校のほか、民間の教育訓練機関等を活用して職業訓練を実施しており、早期に就職できるよう支援しています。

令和7年度は、高等技術専門校においては、ものづくり分野を中心に35科目、定員970人、訓練期間6か月から2年間の職業訓練を実施しております。また、民間の教育訓練機関等に委託し、介護、IT、会計事務等、主として就職に資する知識習得のための職業訓練コースを204コース、定員4,470人、訓練期間は3か月から6か月程度で実施しています。

子育て中の方が受講しやすいよう託児付訓練等も実施しています。

高等技術専門校の認知度を高める取組みとして、県HPのほか、「福岡県の職業訓練」HP、YouTube、SNS等を活用しております。令和8年度は新たにPR動画の作成や見学バスツアー、最先端技術訓練の実施により高等技術専門校の魅力発信に取り組む予定です。

訓練生の就職に関しては、就職支援を行う職員を配置しており、令和5年度の就職率は、高等技術専門校では88.2%、委託訓練では79.0%となっています。

引き続き、求職者の方々に対して、就職・転職支援や職業訓練を実施してまいります。

5. 公正・適正な取引の推進

企業経営における原材料、エネルギーコストの上昇や、賃上げによる労務費上昇を踏まえた価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

(1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現【重点項目】

取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に加え、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、セミナー開催や専門家派遣など周知、徹底すること。また、価格転嫁・適正な取引の必要性を広く社会全体に発信すること。

(商工部) (総務部)

「パートナーシップ構築宣言」の取組やその効果等について、県の取引適正化に関するホームページ等において発信し、取組の推進・拡大を図っています。

また、企業の登録を促進するため、県内中小企業向け補助金にパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置（令和7年度は4件の補助金で実施）を導入しているほか、今年度から新たに、県の競争入札参加資格審査における宣言企業への加点措置を実施しています。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については、「中小企業賃上げ応援専門家」による伴走支援の中で、事業者には指針の活用を促しているところです。

また、取引について、中小受託事業者が不当に不利益を受けないように、(公財)福岡県中小企業振興センターに設置されている「取引かけこみ寺」において、専門家や専門相談員が無料相談に応じ、問題の解決に向けサポートしています。

さらに、今年度は、「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結団体と連携した「価格転嫁円滑化推進フォーラム」や、「街頭啓発活動」により、価格転嫁・適正な取引の必要性を広く社会全体に発信しています。

令和8年度は新たに、「価格転嫁相談窓口（仮称）」の設置や、「価格転嫁円滑化推進大会」の開催を検討しています。

「自治体版パートナーシップ構築宣言」につきましては、県では既に上記取組を行っていることに加え、昨年11月26日に全国知事会において「地方自治体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた行動宣言」を行っているところであることから、福岡県として更に宣言を行うかについては、他県の動向を注視しつつ、適切な対応を検討してまいります。

(2) 下請法及び下請振興法の改正対応【重点項目】

2026年1月施行の下請法及び下請振興法の改正内容について、事業主への周知や指導・助言等の支援を行うとともに、社会全体へ発信すること。

(商工部)

下請法及び下請振興法の改正については、法改正の趣旨や内容を、「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結団体と連携した「価格転嫁円滑化推進フォーラム」や、中小企業の価格交渉力向上のための「業界ごとの特性を踏まえた講習会」、商工会議所・商工会の経営指導員による巡回訪問、協定締結団体の会員に向けた広報紙やメールマガジン等を通じて、広く周知し、事業主への指導・助言等の支援を行うとともに、社会全体へ発信しています。

(3) 福岡県が発注するすべての事業の適正な取引のさらなる推進

下請け企業等に対する適正な取引（契約）が重要であることから、引き続き福岡県のリーダーシップを発揮するとともに、企業・事業所の模範となるよう、主体的に以下の取り組みを進めること。

- ①「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った取り組みを徹底すること。

(商工部)

令和7年5月に開催した「中小企業受注確保対策部会」において、本年度における県、市町村、公社等の県内官公需の中小企業への発注比率目標を、昨年度と同様、件数・金額いずれも8割超に設定し、目標達成のため、県庁各部局、市町村、公社等に対して、国の基本方針等を踏まえ、中小企業・小規模事業者に対する配慮への取り組みを要請しました。

この中で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を参考にして受注者に配慮する方針としています。

- ②福岡県が発注する公共工事をはじめとする、すべての事業にスライド条項を適用すること。

(総務部)

公共工事以外のすべての案件を対象とするスライド条項の設定については、国や他自治体の動向を注視しつつ、適切な対応を検討してまいります。

また、価格転嫁に対しましては、最新の実勢価格を反映した適切な予定価格の設定や価格転嫁のための申し入れがあった場合に協議の場を設けること、及び契約後の状況に応じた必要な契約変更を行うよう各部局へ通知しているところです。

6. 働く環境の整備

(1) 女性・高齢者・外国人の働く環境の整備【重点項目】

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念されており、女性・高齢者・外国人の働く環境整備が求められている。こうした状況を踏まえ、以下の取り組みを進めること。

①女性・高齢者・外国人の雇用機会の拡充や定着に係る取り組みの更なる充実を図ること。

(福祉労働部)

県内4か所に設置しているママと女性の就業支援センター（令和6年度に子育て女性就職支援センターから名称変更）において、再就職への不安や保育サービスの確保等、様々な悩みを抱える求職者一人ひとりの状況に応じた就職相談、キャリアプランシートによる効果的なキャリア形成相談、就職先のあっせん、面接に際しての具体的なアドバイスや面接への同行、就職後の定着支援等、きめ細かな支援により、女性の雇用機会の拡充に取り組んでおります。

令和8年度は新たに、センターの機能を強化するため、働きたい女性から働く女性までワンストップで支援する拠点に再構築するとともに、福岡センターの移転に伴い、個室型相談ブースやセミナールーム等の設置を検討しています。また、より多くの女性を就職に繋げるため、新たにマネープランや多様な働き方に関する就職セミナーを実施する予定です。

さらに、自らの能力や環境にあった新たな職業分野へ挑戦する働く女性を対象に、自己分析セミナーや企業との交流会を開催し、キャリアコンサルタントが就業を支援する予定です。

高齢者の雇用機会の拡充については、県内4か所に設置している生涯現役チャレンジセンターにおいて、求職者に経験や技能に応じた進路を提案するとともに、求人企業に対しては、高齢者に適した業務の切り出しを行っていただき、両者のマッチングを推進する等、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施しています。

令和7年度からは、50歳代の在職者を対象に、定年後の次のキャリアへスムーズに移行するためのキャリアプラン個別相談の拡大や、企業の人事担当者等を対象に、高齢者雇用のための人事・給与制度の見直し方を学ぶ「シニア人材活用セミナー」を開催しています。

令和8年度は新たに、より多くの高齢者の方を就職に繋げるため、高齢者が就業しやすい職種の職場見学会を実施する予定です。

外国人の労働環境整備については、外国人材受入企業等支援事業において、外国人材が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、外国人材の受入を検討している企業を対象とした相談窓口である「福岡県外国人材受入企業相談窓口」を設置しています。また、企業の要望に応じて、出張相談員（行政書士）による企業訪問を実施し、業種別の外国人雇用や定着に関するアドバイスを人事担当者等へ直接行っています。

②男性が家事・子育てに主体的に関われるよう、男性の育休取得促進を始めとした子育て世帯が働きやすい環境整備のための取り組みや助成について更なる充実をはかること。

(福祉労働部)

子育て世帯が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業の経営者や人事・労務担当者等を対象にセミナーを開催するとともに、社会保険労務士を無料で派遣し、就業規則等の変更に関する助言を実施しています。(セミナー参加企業数：914社、社会保険労務士派遣企業数：38社(令和7年12月末時点))

また、令和7年度から、育児休業取得率100%を目指す一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、助成金を給付することで、男性の育児休業取得を促進する企業を支援しています。

さらに、男性の積極的な家事・育児を促すため、家事の仕方や育児への関わり方等の実践例をまとめた「パパノートブック」を作成し、市町村が妊娠届出を受理した際、母子健康手帳配布と同時に配布することとしています。併せて、デジタル版を作成し、県ホームページ等のインターネット上でデジタルブックとして活用できるようにすることとしています。

③2025年4月および10月施行の育児・介護休業法改正の内容について、事業主への周知をはかること。

(福祉労働部)

福岡県両立支援ポータルサイト上での情報発信やメルマガ配信、市町村や関係団体に対する厚生労働省の法改正周知ポスター、リーフレットの配布等の取組により、育児・介護休業法の周知を行っています。

また、企業の経営者や人事・労務担当者等を対象に育児・介護休業法の改正内容等に関するセミナーを実施し、制度内容の理解促進を図っています。

(2) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえ、更なる分析を実施し、明らかになった課題の解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

(福祉労働部)

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」で実施したアンケート結果によると、労働者は事業主が感じているほどには自身の職場環境を評価していないことや、働き方改革に関する各制度等の情報が支援を必要とする企業へ届いていないことが明らかとなりました。

このことから、「よかばい・かえるばい企業(働き方改革実行企業)」の更なる登録促進を図るとともに、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上での企業の取組事例の紹介や、市町村や関係団体と連携した働き方改革に関する情報発信により、支援を必要とする企業に対して必要な情報が届くよう引き続き取り組んでまいります。

(参考) よかばい・かえるばい企業登録数：1,844社(令和7年12月末時点)

(3) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準の状況にある。そこで、福岡県がリーダーシップを発揮して導入促進に向けた企業への働きかけおよび導入率の確認を行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないように、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

(福祉労働部)

厚生労働省が実施した令和7年就労条件総合調査によると、勤務間インターバル制度を「導入している」と回答した企業は全体の6.9%と、同制度の導入率は非常に低い水準となっています。

また、福岡県子育て応援宣言企業を対象としたアンケートに同制度に関する設問を追加して実施した結果、同制度の導入率は3.8%と、本県においても同様に低い水準となっています。

県では、令和6年7月に県内企業における勤務間インターバル制度の導入促進を目的に、制度の必要性や導入の方法、導入企業による事例を紹介するオンラインセミナーを開催するとともに、セミナーの様子を録画した動画を福岡県庁動画資料館（YouTube）で配信しているところです。

引き続き、同制度導入促進に向けた企業への働きかけを実施するとともに、県内企業の同制度の導入率について確認を行ってまいります。

（4）公契約に関する議論の充実

令和6年度福岡県労働政策審議会において、議題に「公契約条例に関する意見について」が挙げられ、公契約条例の制定に伴う労働条件を含む影響や課題などについて、学識経験者、労働者代表、使用者代表の委員から、それぞれの立場による意見が出されている。その中で、福岡県労働政策審議会の会長からは、今後、十分議論していく必要があるとの見解が示されていることから、議論の充実に向け公・労・使などによる勉強会・意見交換会などの開催を求める。

（福祉労働部）

公契約の運用において、委託業務の安値入札やダンピング、入札不調の防止に向けて、労務単価を含め、市場における実勢価格を適切に反映した予定価格を設定するとともに、最低賃金等に十分配慮した最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定を行っているところです。

これらの取組が確実に行われるように、毎年、庁内勉強会を開催し、関係各課の取組について共有を行っています。

公契約条例の制定にあたっては、賃金等の労働条件は労働者と使用者が自主的に決定するとの原則や、労働条件の最低基準を定めた最低賃金法や労働基準法との関係をどのように整理するかといった課題があると考えており、国や他都道府県の動向を踏まえながら、公・労・使等による勉強会を含め、どのように議論をしていくかについて検討してまいります。

（5）男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の更なる周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを行い、男女平等参画社会の実現に努めること。また、引き続き、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

（福祉労働部）

出生時育児休業、いわゆる産後パパ育休制度の導入により育児休業制度が利用しやすくなったことや、社会機運が醸成されたことにより、男性の育児休業取得率は年々上昇し、令和6年度で40.5%となっております。（令和4年度：17.13%、令和5年度：30.1%（厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査」））

こうした中、企業における男性の育児休業の取得をさらに推進するため、令和7年度から、企業の人事労務責任者を対象に育児休業制度運用のための研修会を実施しています。

また、これまで国に対して要望してきた育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金の拡充については、令和7年4月から「出生後休業支援給付金」が創設されたところです。

これにより、子の出生直後に夫婦で育児休業を取得した場合、育休前の収入とほぼ同額が最大28日間支給されることとなり、今後、より一層男性の育児休業の取得が促進されるものと考えています。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの役割が重要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、引き続きポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

ポジティブ・アクションの取組として、企業風土改革や女性活躍のための環境整備を推進するため、以下の施策に取り組んでいます。

固定的性別役割分担意識をはじめとしたアンコンシャス・バイアスへの認知と理解を深めるため、企業等において活用できる意識啓発素材(チラシ・動画)を作成しております。

啓発素材については、「福岡県女性の活躍応援協議会」の構成団体である日本労働組合総連合会福岡県連合会や福岡労働局、経済団体等と連携し、関係企業等へ周知するとともに、希望する企業が研修等で活用できるよう「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」に掲載しております。

さらに、若者(大学生)による、女性活躍に取り組む経営者への「メッセージ動画」や、女性活躍・D&Iに取り組む県内企業への取材動画を上記ポータルサイトで公開するとともに、各商工団体を通じ、会員企業への周知や経営指導員等を対象とした説明会で活用を促しています。

企業の経営者が、従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」の登録拡大を図るとともに、好事例の発信等により、企業における取組内容の充実を進め、男女ともに仕事と子育て、介護を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでいます。

(参考) 子育て・介護応援宣言企業登録数：子育て応援宣言企業9,041社、介護応援宣言企業3,003社(令和7年12月末時点)

(7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。引き続き人材配置の算定基準の改善を国に対して強力求めるとともに、自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

私立幼稚園の人材配置につきましては、国の設置基準を踏まえた取扱いとしております。

幼稚園教員の労働条件改善のため、平成29年度から幼稚園教員に対する定期昇給やベースアップを超える処遇改善を行った幼稚園に対して、私立幼稚園経常費補助金の加算を行っております。

さらに、令和4年2月に国が経済対策として新設した補助制度により、月額9千円程度の給与等の引き上げを行う幼稚園に対し、支援を行っているところです。

これまでも国に対して、経常費補助金の財源措置の充実を図るよう要望しており、引き続きその充実について要望してまいります。

保育の質を担保し、保育士の処遇の改善を図っていくためには、国が定める保育士配置基準及び公定価格の改善が必要であることから、これまで、本県の提言・要望活動に加え、全国知事会や政令市がある都道府県で構成する16大都道府県児童福祉主管課長会議、九州各県保健医療福祉主管部長会議等様々な機会を通じて、国に対して要望を行ってきました。

今般、国は令和6年度から、3歳児及び4・5歳児に係る保育士の配置基準の改善を図るとともに、給与水準については、人事院勧告を踏まえた処遇改善を行いました。

国は、1歳児の職員配置を5対1以上に改善した場合の加算を措置しましたが、県としては、1歳児に係る保育士の職員配置基準改善の早期実現及び給与水準の更なる改善に向け、引き続き国に要望を続けてまいります。

保育士に対する県独自の処遇改善、さらには人材確保に関する取組みについては、昨年度から保育所等が改善後の職員配置基準に対応するため、やむを得ず常勤保育士に代わり複数の短時間勤務保育士を雇用する際の追加費用に対する助成事業を創設しており、市町村に対し、処遇改善による保育士確保のため、当該事業の活用を促してまいります。

(8) 待機児童及び未入所児童の解消に向けた取り組み

待機児童数は減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の積極的な活用を促すとともに、円滑に生活できる場での待機児童や未入所児童の解消をはかること。

(福祉労働部)

「企業主導型保育事業」については、内閣府が直接所管しており、定員11万人の受け皿確保を目指し、整備が進められてきましたが、定員は概ね達成されたことから、令和4年度以降の新たな整備は行われていないところです。

この企業主導型保育事業所の活用は、待機児童や未入所児童の解消につながることから、令和3年度から、各市町村に働きかけを行っております。

なお、施設整備や保育士確保、企業主導型保育事業所の活用等、市町村の実態に応じた待機児童対策を支援した結果、待機児童数は、平成29年度の1,297人をピークに令和7年度は29人まで減少しました。

待機児童数は、保育所等の利用申込者数から、実際の利用者数を差し引き、さらに「他に利用可能な保育所等の情報提供を行ったにも関わらず特定の園のみ希望している」、「育児休業中」等市町村が個別に保護者に確認し、待機児童数に含めない方を除外し算出したします。

県としては、まずは待機児童ゼロを実現するべく引き続き努め、未入所児童の解消に向けては、保育の実施主体である市町村における保育の利用意向や状況把握を行うとともに、国の未入所児童対策の動きを注視してまいります。

<教育>

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 教職員未配置の解消【重点項目】

県内における教職員未配置は年々悪化し、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっていることから、以下の取り組みを求める。

- ①教職員未配置状況が改善していないことから、県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況の実態を把握すること。

(教育庁)

未配置状況については、概ね四半期毎に調査を行ってまいります。

なお、県費会計年度任用職員については、任用形態や配置状況が流動的であり、把握・集計は困難です。

- ②未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働とあわせ、長時間労働以外にもさまざまな要因が考えられることから、未配置が解消されない要因を具体的に分析すること。

(教育庁)

近年、児童生徒数の減少にもかかわらず、小学校における35人学級の進展や特別支援学級の増加等による教員定数の伸びがある一方で、大量採用に伴い、特に、既卒の志願者数が減少傾向であるため、教員採用試験の志願者と講師登録者が減少していることも、教師不足が生じている主な要因であると考えております。

- ③上記①②の結果を踏まえ、教職員未配置の解消に向けた実効性のある措置を講じること。

(教育庁)

正規教諭については、退職者数を上回る採用を行っており、今後も定年の段階的引き上げ等を勘案し、計画的な採用・配置を行ってまいります。

また、教員採用試験においては、県内外の大学生を対象とした説明会の実施や、令和5年度には、大学等推薦特別選考及び社会人経験者特例、令和6年度には、第一次試験実施時期の前倒しや、大学3年生チャレンジ特別選考等の新たな制度を導入、今年度からは、教職等経験者特例や元正規教員特別選考を拡充するとともに、教員養成セミナーや採用予定者に対する採用前セミナーを充実させる等、引き続き正規教諭の確保に努めてまいります。

講師の確保については、県の広報誌への掲載、県内外の大学への訪問及び教育事務所での説明会等の取組を行うとともに、大学と連携した新卒者の講師内定の早期化に加え、退職者やペーパーティーチャーへの働きかけを行う等、年度末の早い時期から市町村の協力をいただきながら児童生徒数の推移を見込み、必要な講師確保に努めてまいります。

さらに、昨年度は、教員志望者を発掘するため、大学、民間企業と連携・協働し、教員免許保有者を始め、高校生、社会人、大学生、大学院生等を対象とした、教職の魅力について広報・啓発を行うイベントを開催しております。

(2) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善を強く求める。

(教育庁)

少人数学級の実現等の教員の定数については、本来、国が責任を持って取り組むべきと考えており、今後も弾力的な運用を継続するとともに、少人数学級の実現を含む教職員定数の改善について、国に対し引き続き要望してまいります。

(3) SC・SSWによる相談機能の充実

子どもたちの心身への負担軽減に繋げるべく、引き続きSC・SSW等の専門スタッフの配置を充実させるなど、相談機能の充実に取り組むこと。

(教育庁)

義務教育段階では、令和2年度から全公立小中学校にSC（スクールカウンセラー）を配置しています。また、各教育事務所にSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を配置し、SCへの指導助言を行っています。

SSW（スクールソーシャルワーカー）については、全公立中学校区への配置に向けて、市町村におけるSSW配置経費への助成を行っており、市町村によるSSW配置を推進しています。また、SSWの質の向上のため、SSWSV（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）が指導助言を行っています。今後も、SC・SSWの配置に必要な予算の確保に努めます。

県立高等学校では、SCを令和2年度から全校に配置しており、SSWについては、現在拠点校12校（うち4校にSSWSV）を配置し、必要に応じて全校に派遣する体制を整えています。また、訪問相談員を各学区の拠点校に配置し、教育相談機能の充実を図っています。今後も引き続き、人材確保及び資質の向上のため、関係団体との連携を図るとともに、SC及びSSWの配置時間及び配置人員の拡充等についても、様々な機会を捉えて要望を行う等、学校における相談機能の充実に努めてまいります。

県立特別支援学校では、臨床心理等に関する高度で専門的な知識及び経験を有するSCを全21校に配置し、カウンセリング機能及び教育相談体制の充実に努めています。また、事件・事故等生徒指導上の重大な問題が生じた場合は、SC及びSSWを追加配置できるようにしています。

(4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算措置

ICT活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担が増しているため、以下について求める。

①教職員・子どものICT活用を援助するため、ICT支援員の全校への配置を継続させつつ、常駐化を目指すこと。

(教育庁)

市町村におけるICT支援員の配置にかかわる費用については、必要な財源の確保を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立学校では、ICT支援員を全校に派遣し、ICT支援員による研修等を通して、生成AI等の最新デジタル技術も円滑に導入できるよう支援しています。今後も個別に支援を必要としている学校に対応できるよう、ヘルプデスクによる電話・オンラインでの遠隔サポート対応等、技術的支援を継続し、地域間・学校間でICTを活用した教育に差が生じないように努めてまいります。

②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費および更新費等について保護者負担が生じないように予算措置を継続すること。

オンライン学習に係る通信費については、国の要保護児童生徒援助費補助金において補助対象費目とされているところであり、市町村が行う就学援助において支給されているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するために必要な財源の充実を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立高等学校における学習用端末の運用に関し、家庭の経済的負担を軽減し、かつ生徒間の学習機会に差が生じないよう学校のWi-Fi環境下でダウンロードした資料をオフラインで閲覧・編集する等、家庭のネットワーク環境に配慮した活用について、各学校に指導してまいります。

修理については、市町村は故意・重大な過失を除いて、災害・不慮の事故におけるタブレット端末の修理費を自治体で負担しています。なお、県立学校においても同様に、県で修繕費用の負担をしています。

また、義務教育段階のタブレット端末については、国の補助金により造成した「福岡県公立学校情報機器整備基金」を活用し、令和6年度から5年程度をかけて更新中です。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、大学などの高等教育機関までの教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(教育庁) (人づくり・県民生活部)

義務教育段階では、教育にかかる費用については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村により就学援助が行われているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するため必要な財源の充実を国に対し要望しているところであり、家庭の経済社会的状況が教育機会の差につながらないように、引き続き要望してまいります。

高等学校段階では、平成26年度から、公私立とも所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度や奨学給付金制度が実施されています。

また、令和7年度からは、高校生等臨時支援金制度により、翌8年度以降は、法改正により、高等学校の実質無償化が実現され、教育にかかる費用の負担軽減が図られています。

さらに、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団において、意欲的に学ぼうとする生徒が家庭の経済状況によって修学の機会を奪われることのないよう、高等学校等の生徒に対して入学支度金及び奨学金を無利子で貸与する事業を実施しています。

特別支援学校では、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費や学校給食費等の就学に必要な経費について、特別支援教育就学奨励費を支給しており、経済状況に応じた援助を行っております。

私立高等学校等の生徒への修学支援として、授業料を対象とした高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費を対象とした高校生等奨学給付金、施設設備費等を対象とした学校納付金軽減補助金等による支援を実施しているところです。

私立専門学校の学生への修学支援としては、一定の要件を満たす専門学校の学生に対して、入学金及び授業料が減免されています。

令和7年度から高等学校専攻科修学支援金及び私立専門学校の学生への修学支援は、多子世帯の生徒への支援が拡充されました。

また、私立小中学校の児童・生徒への修学支援として、入学後に家計急変した世帯の授業料を軽減するため、授業料軽減補助金による支援を実施しています。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

(福祉労働部)

放課後児童クラブについては、実施主体である市町村が利用児童数の見込みを算定のうえ、これに対応する提供体制を反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に取り組んでいるところです。

県では、放課後児童支援員の確保を図るため、「放課後児童支援員認定資格研修」を毎年、県内4地域で年10回程度実施し、昨年度までに7,009人の支援員を新たに認定するとともに、市町村が行う支援員の賃金改善の取組に対する助成を行っております。さらに、今年度から、「保育士・保育所支援センター」に、就職支援コーディネーターを設置し、クラブで働くことを希望する方とクラブとのマッチングを行うとともに、クラブで働く魅力を紹介する動画の制作・配信を行うこととしています。

また、クラブを行う場の確保を図るため、市町村が行うクラブの創設や余裕教室の活用等に対する助成を行っております。さらに、昨年度からは、県と待機児童発生市町村とで集まり、既存施設の活用についての検討や市町村の好事例の紹介を行う等、市町村への支援を強化しているところです。

県としては、これらの対策により、引き続き待機児童の解消に向けた支援に取り組んでまいります。

2. インクルーシブ教育の充実

(1) インクルーシブ教育の構築

障がいを理解するためには障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」体制を構築すること。

(教育庁)

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り同じ場で共に学び合うことが大切です。そこで、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との居住地校交流を積極的に推進しています。

また、通常の学級に在籍しながら必要に応じて特別な指導を受けられる通級指導教室の整備・拡充を図っています。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面を最優先にした施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を引き続き講じること。

(教育庁)

例年7月頃に各学校へのヒアリングを実施し、その内容に基づいて次年度の予算要求を行っています。また、安全面で緊急性の高い案件については最優先で対応しており、今後も同様の対応を行ってまいります。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合からの講師派遣等、働く立場からの視点でのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化を強く求める。

(教育庁) (福祉労働部)

中学校社会科において、仕事と生活の調和という観点から、企業等との間でトラブルに見舞われないための予防とするための、またトラブルに直面した場合に適切な行動がとれるようにするための労働保護立法等に触れながら、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、多面的・多角的に考察し、表現する学習を実施しています。

県立高等学校では、学校の教育目標に沿った「目指す生徒像」を設定し、これを基に「キャリア教育指導計画」を作成しています。この計画において、就業前の生徒を中心に、福岡労働局や福岡県福祉労働部労働政策課等と連携し、「就業前労働講座」等を実施しております。労働法の基礎知識や労働者の権利・義務、労働組合の基本的な仕組みについて学習するとともに産業現場で豊かな経験や知識、技術を持つ社会人を外部講師として招聘する等、教育活動の充実を図る取組を実施しています。

県としては、関係機関で連携し、今後も労働組合等、働く立場からの内容を含めた講座等の実施を継続してまいります。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

(教育庁)

義務教育段階における「主権者に関する教育」については、社会科学習を基軸に、育成を目指す資質・能力を身に付けることができるように、特別活動、道徳科及び技術・家庭科の内容との関連を図りながら、各学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた取組を推進しています。特に特別活動においては様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視し、課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことを指導しています。

高等学校段階では、公民科の共通必修科目「公共」の授業を中心に、現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養っています。また、県立高等学校では、選挙権年齢及び成年年齢の引下げを踏まえ、選挙管理委員会や市町村議会等と連携して模擬選挙や模擬議会、議会傍聴等の実践的な活動を実施しております。

(3) 労働教育・主権者教育の拡充

すべての労働者・主権者に対して、労働教育・主権者教育を実施し、労働問題の未然防止や投票行動（投票率の向上）などにつなげるのが重要と考える。そこで、労働教

育及び主権者教育を教員・職員へ実施することと、各企業に対し実施に向けた働きかけを求める。

(教育庁) (総務部) (企画・地域振興部) (福祉労働部)

県教育委員会では、機会があるごとに綱紀の厳正な保持について通達しており、綱紀の保持及び服務規律の確保について注意喚起しております。さらに、公務員としての規範意識等の確認を毎年4月末までに、規範意識徹底のための面談を毎年8月末までに実施しています。

また、「パワーハラスメントの防止についての指針」及び「セクシュアル・ハラスメント等の防止についての指針」を作成し、教職員へ周知しています。今年度は、ストレスマネジメント研修会において外部講師を招き、「職場のハラスメント対策について」をテーマに本庁及び各出先機関（県立学校等）の管理職や健康推進員に研修を行いました。

引き続き、教職員の高い倫理観と強い規範意識の徹底を図り、労働問題の未然防止に取り組んでまいります。

各部を集めた会議で、時間外勤務の適正な管理を徹底するよう指導しています。また、所属研修において、職員が利用できる仕事と子育て・介護の両立支援制度を周知し、職員の意識啓発を行っています。さらに、機会があるごとに綱紀の厳正な保持について通達しており、綱紀の保持及び服務規律の確保について注意喚起しております。

職員に対しては、ハラスメントの防止のため管理監督者に対する研修等において、決して自らが加害者となることがないように注意喚起を図るとともに、職場内におけるハラスメント防止に努めるよう指導しているところです。また、職員向けにリーフレットを定期的に作成・配付し、意識啓発を行っています。

労働者への主権者教育につきましては、企業の勉強会等に県の職員がお伺いし、主権者教育やシミュレーション2040等を体験できる県政出前講座を実施しています。

シミュレーション2040は架空のまちを舞台に既存事業の廃止や新規事業の実施等をグループで話し合いながら決定し、まちづくりを体験するというカードゲームで、地域課題の解決のために必要な事業を自ら考え判断していくことで政治や選挙を自分の問題として捉えることを狙いとしており、こうした取組を、現在県のホームページや市町村選管との情報共有を通して案内しています。今後は、企業団体等を通じた、主権者教育の意義や出前講座の活用、投票に行きやすい職場環境づくりに関する周知等についても検討してまいります。

労働教育については、年1回、県内4か所で、弁護士や社会保険労務士等を講師として、労働者を対象とした労働教育講座及び企業の人事・労務担当者を対象とした労働経営セミナーを実施しており、県内企業団体、商工会議所、市町村等に対しポスター・チラシを送付し、周知広報の依頼を行っているところです。今後も労働者、企業双方の立場を対象とした講座の実施を継続してまいります。

【医療・地域活性化】

<医療>

1. 医療体制の充実・強化

地域に必要な医療提供体制の確保は、国と都道府県の責務であり、公的責任において負担されるべきものである。この認識に基づき、以下の事項について求める。

(1) すべての医療従事者の職場環境の改善【重点項目】

医療機関での医療従事者の確保が困難な中、離職防止と質の高い医療提供体制を構築するため、法令遵守のもと、職場環境の改善を通じて、医療従事者が健康で安心して働ける環境整備を、関係団体と連携して進めること。

(保健医療介護部)

医療機関における医療従事者の職場環境改善を支援するため、県が設置する「福岡県医療勤務環境改善支援センター」において、常駐する社会保険労務士資格を有するアドバイザーが、個別の相談対応や医療機関が実施する研修会への講師派遣を行っており、令和6年度の相談件数は1,686件で、労務管理の方法や医師の労働時間短縮に向けた取組に関する相談が多い状況です。

また、令和6年4月に施行された医師の働き方改革を推進するため、時間外労働の上限規制の延長を特例で認める医療機関の指定や宿日直許可の取得に係る手続き、労務管理に関する医療機関向けの説明会を、県医師会と福岡労働局との共催で開催しております。

さらに、今年度からは、ICT機器の導入や看護補助者の雇用等、勤務環境改善に対する補助を行っております。

引き続き、これらの取組を通じて、医療機関における医療従事者の職場環境改善を支援してまいります。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

誰もがいつでも適切な医療を受けられるようにするためには、地域や診療科による医師の偏在を解消し、必要な場所に十分な医師を配置する必要があります。このような状況を踏まえ、「福岡県外来医療計画（2024～2026年）」および「福岡県医師確保計画（2024～2026年）」に基づき、外来医療機能が不足する地域の充実化と医師偏在の是正に向けた取り組みを進めること。

(保健医療介護部)

県では、医師の地域偏在の解消に向けて、へき地等への自治医科大学卒業医師の派遣や、県内4大学医学部に医師少数区域等へ医師を派遣するための寄附を行っております。また、診療科偏在の解消に向けて、産科・小児科等の医師を目指す学生への奨学金の貸与や、外科医不足を解消するための大学病院等と連携した遠隔手術指導システムの構築等に取り組んでおります。

国は、令和6年12月に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、医師が不足する地域における医師の定着を支援するための経済的インセンティブの付与や、長時間労働の多い診療科における勤務環境や処遇の改善等に取り組むこととしており、都道府県に対しては、医師確保計画の中で「医師偏在是正プラン」を策定するとともに、プランに基づく対策の実施を求めています。

県では、経済的インセンティブのうち、国が要件を示した、診療所の承継や開業への支援について、令和7年12月補正において対策に必要な予算を計上したところであり、令和8年度は新たに、県内でも特に医師が少ない地域に医師を派遣する医療機関への支援や医師の勤務・生活環境改善への支援を行う予定です。その他の支援策に

についても要件が明らかになった段階で、医療機関や県医師会、市町村等で構成する医療対策協議会や保険者協議会の意見を伺いながら検討を進めてまいります。

これらの取組を通じ、医師の偏在解消につなげてまいります。

また、外来医療計画に基づき、新規開業者等に対して、外来医療機能に関する情報提供を行うとともに、地域の医療関係者等で構成される各構想区域の「地域医療構想調整会議」において、新規開業者等に対して区域で不足している外来医療機能を担うことを求めることについての協議等を行っています。

今後もこれらの取組を実施していくことで、地域における外来医療の充実を図ってまいります。

2. 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムが充実することは、多くの高齢者が望んでいる住み慣れた地域で生活できる環境が整うことにつながることから、誰一人取り残されることのないシステムの充実に向け、以下の事項について求める。

(1) 介護職員の人材確保に向けた処遇改善、職場環境改善【重点項目】

不足している介護人材の確保が急務となっている。「介護職員等処遇改善加算」の拡充や「働きやすい介護職場認証事業」の推進といった取り組みを通じて、介護職員のみならず、質の高い介護ケアを提供する全ての事業所の職員の処遇改善と職場環境の向上を強く求める。

また、「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」へは、介護現場を熟知した当事者である介護労働者の参加を強く求める。

(保健医療介護部)

介護職員の処遇改善については、多くの事業所がより上位の処遇改善加算を取得できるよう、加算未取得の事業所や上位の加算取得を目指す事業所を対象に、勉強会の開催や個別相談等を実施しています。

「働きやすい介護職場認証事業」では、認証を取得した事業所をホームページ等で公表するとともに、ハローワークや福祉系高校等にも周知しています。さらに、認証を取得した事業所の職員に対し、仕事のやりがいや賃金、勤務体制等に関するアンケート調査を実施し、この調査結果を事業所にフィードバックすることで、労働環境のさらなる改善に繋げる取組も行っています。他にも、認証を受けられなかった事業所に対し、公益財団法人介護労働安定センターが実施している専門家による職場環境改善についての相談援助事業の活用を促し認証の取得を支援しています。

今後も、これらの取組を通じて、介護職員の処遇改善と介護事業所の職場環境の向上に取り組んでまいります。

「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」への介護労働者の参加については、今後、協議会とも協議しながら検討していきたいと考えております。

(2) 地域包括ケアシステムの体制強化

地域包括ケアシステムは、市町村が中核的役割を担っており、より緊密な連携強化に向けて、広域的な見地から市町村のニーズを踏まえた的確な支援を求める。特に、地域における医療と介護の、より緊密な連携を強化することを求める。

(保健医療介護部)

医療や介護を必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれる中、県では医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を市町村と連携して進めています。

2025年を迎え、各市町村の実情に合わせた地域包括ケアシステムの構築、深化・推進が求められている中、各地域の包括ケアシステムの運営を支援するため、市町村職員等を対象に研修やセミナーを開催しています。今年度は施策の進捗状況の分析やワークシートを使用したPDCAの演習等とともに、グループワークを実施し、市町村間の情報交換及び交流を図っています。

今後も、このような取組を通じて市町村との連携強化を図ってまいります。

医療と介護の連携については、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、各地域において、市町村が郡市区医師会と緊密に連携し、患者情報の共有等による円滑なサービス提供体制が構築されるよう支援してまいります。また、地域の拠点病院と在宅医療機関、介護事業所等が、重層

的な連携支援体制を構築している等の優良事例を紹介し、他地域への横展開を図ります。

これらの取組を通じて、県内各地域における在宅医療と介護の連携を強化してまいります。

(3) 「福岡県医療費適正化計画」の推進について

県民が将来にわたり安心して医療サービスを受けられるよう、持続可能な医療制度と提供体制の確保をめざし、計画目標達成に向けた取り組みの強化を求める。その上で、医療費の抑制が医療サービスの質の低下につながらないように求める。同時に、県民一人ひとりが「自分の健康は自ら守る」という意識を持って行動できるよう、環境整備をはかること。

(保健医療介護部)

福岡県医療費適正化計画は、計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況について定期的に評価し、外部有識者や各保険者等の意見を踏まえ、必要に応じて計画や施策の見直しを行うこととしております。

また、必要な医療への受診抑制につながるようなことがないよう、医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること、また、高額療養費制度の自己負担限度額の見直しに当たっては、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等について丁寧に議論を行うことを、全国知事会を通じ、国に要望しております。

また、県民の自主的な健康づくりの意識醸成を図るため、「ふくおか健康づくり県民運動」を展開し、市町村、医療保険者、関係団体と連携した取組を推進しているところです。

(4) 介護サービスに対する支援

介護保険の受給者・総費用が増加する一方、介護ニーズへのサービス供給がひっ迫している。この課題に対し、要介護状態への移行を防ぐ介護予防サービスを拡充し、県民の健康寿命延伸に向けた施策を強力的に推進することを求める。

(保健医療介護部)

介護保険の円滑な実施のため、市町村が介護予防や生活支援等の取組を推進し高齢者が地域で自立して生活できるよう支援する地域支援事業については、地域支援事業交付金の範囲内で事業の実施が可能となっております。

市町村において事業が適切に実施されるよう、今後も情報収集に努め、交付金の十分な財政措置について、国に対して引き続き要望してまいります。

健康寿命の延伸については、福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）において目標として定め、各施策を推進しています。

また、県のみならず、医療保険者、保健・医療関係団体、企業・経営者団体、地域団体、マスコミ等多様な主体で構成する「ふくおか健康づくり県民会議」を設置し、それぞれの役割の下、「健（検）診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」の3つを取組の柱として、連携を図りながら一体的に県民運動として健康づくりを推進しており、これらの取組により、県民の更なる健康寿命の延伸を図っています。

(5) 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の構築

- ①認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域支援チーム「チームオレンジ」を県内全市町村へ設置を進めること。
- ②また、設置後の運営を継続的に支援し、活動成果を周知することで地域全体の理解と支援を広げること。

(保健医療介護部)

認知症が疑われる初期段階から、心理面・生活面を支援するため、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みであり、市町村が設置する「チームオレンジ」の取組を支援しています。

県内における設置状況は、令和5年度末時点で19市町でしたが、令和6年度末時点では26市町となっており、昨年度と比較して7市町（田川市、大野城市、太宰府市、朝倉市、粕屋町、岡垣町、福智町）増加しており、着実に設置が進んでいます。

県では、全市町村での設置を目指しており、市町村職員等を対象とした研修会を開催しているほか、令和6年度から、チームオレンジ未設置の市町村に対して、個別訪問を行い、チームオレンジ設置に当たっての課題やその解決策について協議を実施しています。

チームオレンジ設置後の運営に課題を抱える市町村に対しても、個別訪問を行い、課題の解決策について協議を実施するとともに、県が実施する研修において、市町村職員等に対して、チームオレンジの活動内容を住民に理解してもらうよう働きかけています。

今後も、このような取組を通じてチームオレンジの設置や運営を支援してまいります。

- ③一人暮らしの高齢者が孤立しないよう地域住民や企業が協力する多角的な見守り体制の構築を進めること。
- ④その際、地域の実情に応じた効果的な見守り活動を促進するため、デジタルツールの活用支援を含め、必要な財政的支援を求める。

(保健医療介護部)

地域の見守り体制や相談機能の強化等を推進することを目的として、小地区ごとに見守り活動チームづくりに必要な人材を養成する研修会を実施するとともに、各家庭を訪問する機会が多い事業者や地域を巡回する事業者等が訪問先等での異変を察知した場合に市町村に通報する仕組みである「見守りネットふくおか」への参加事業者の拡大に取り組んでいます。令和7年4月時点では24の事業者と個別に協定を結び、それに準じて市町村が各事業者と協定を結んでいます。

また、市町村職員や社会福祉協議会職員を対象とした、高齢者の見守りに関する研修会において、スマートフォン等デジタルツールを活用した見守りアプリ等の見守り事例を紹介しています。

今後もICTを活用した事例紹介を含めた研修会の開催や「見守りネットふくおか」に関する包括協定の参加事業者の拡大に取り組み、多重的見守り体制の構築に取り組んでまいります。

3. すべてのケアラー支援に関する取り組みの推進【重点項目】

少子高齢化と核家族化により、介護負担が特定の個人に集中し、既存の支援制度だけでは対応が困難な状況が深刻化している。ケアラーへの支援は、若年層に限らず、困難を抱えるすべてのケアラーに対して、継続的かつ包括的に行われる必要がある。そのためにも、ケアラーを対象とした包括的な支援を行うための条例制定を求める。

(福祉労働部)

ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、ケアラーを介護力ではなく、一人の個人として尊重し、支援すべき存在であることを明らかにするとともに、県民をはじめ、県、市町村、関係機関等がそうした共通認識のもと、それぞれの責務と役割を認識し、より緊密に連携して支援していくことが必要です。

そのため、これらを明確にした条例の制定が必要と考えており、今後、学識経験者、市町村、地域包括支援センター等の関係者等のご意見を伺いながら、条例の内容について検討を進めます。

<地域活性化>

1. 福岡県交通ビジョン2022の推進

生活に不可欠な公共交通の維持・確保に向けて以下の事項について求める。

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築【重点項目】

地方の公共交通は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担う地域経済・社会活動の基盤である。その公共交通システムの廃止・再編には広域かつ公共的な観点での検討を求める。加えて、人材不足による公共交通サービスの低下は地域住民の日常生活に深刻な影響を及ぼすため、人材確保に向けた継続的な支援を行うこと。

(企画・地域振興部)

バス事業者から路線の廃止申請があった際には、事業者・県・国・関係市町村で構成する福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会において、廃止後の移動手段を確保するため、コミュニティバス等の代替交通について協議・検討を行っています。

また、バス・タクシー運転手の確保を図るため、「福岡県地域公共交通運転手確保等実行委員会」を設置し、運転体験会や合同会社説明会を県内4地区で実施するほか、事業者の職場環境整備に要する費用への支援等も行っているところです。

さらに、令和8年度は、バス・タクシー事業者における人材確保・定着のため、アドバイザー派遣による個別支援を実施するほか、本県の地域公共交通の担い手確保に向け、3大都市圏から福岡県内に移住し、新たにバス運転手又は地域鉄道運転士として就職する方への支援を実施する予定です。

(2) 物流・交通ネットワークへの支援【重点項目】

働き方改革関連法により、顕在化している物流・交通事業の必要な人材の確保、および社会インフラとしての交通・物流機能の維持・確保のため、以下の施策を推進すること。

①物流業界の適正な運賃の収受（価格転嫁）が進むよう、関係機関、県民および事業者に対し、広く周知広報活動に取り組むこと。

(商工部)

令和5年2月に官民労全13団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結しました。この協定締結団体には県トラック協会も名を連ねており、運送事業者が、燃料費や人件費の上昇分を適切に価格転嫁できるよう、締結団体とともに周知を図っているところです。

②社会インフラである交通および物流機能の重要性について、県民への周知広報活動を強化すること。

(商工部) (企画・地域振興部)

鉄道や乗合バス等の地域公共交通は、通勤、通学、通院、買物といった地域住民の日常生活や観光の際の移動手段として不可欠なものであり、経済活動を支え、観光振興を図る上でも重要な社会インフラです。

この重要性を県民の皆様へ周知するため、平成23年度から、県、市町村、交通事業者が一体となって、バスの利用促進を呼びかける「路線バス利用促進福岡県内一斉キャンペーン」を実施しており、平成28年度からは、鉄道等の交通モードも加え、9月1日～11月30日を「福岡県公共交通利用促進キャンペーン」期間として、各種取組を行っています。

また、令和7年度は、子ども達に福岡県内の公共交通の魅力を伝え、興味をもってもらうため、県庁11階のよかもん広場において、「ふくおかのりもの展2025」を7月22日（火）から9月26日（金）までの間、開催したところです。

物流は、産業経済活動や県民の暮らしを支える重要な社会インフラです。こうした物流機能の重要性を広く周知するため、県のホームページにおいて、持続可能な物流を実現するための国・県の取組を紹介しています。また、県トラック協会においても、県からの交付金を活用して「県内小学校での社会科物流交流授業」や「トラックフェス」等物流の重要性を広く県民に周知する取組を行っています。県としても、こうした事業をしっかりと支援し、県トラック協会とともに、県民のご理解を得られるよう努めてまいります。

(3) 広域連携型コンパクトシティの構築

地域全体を見据え、市町村単独では解決が難しい、複数の市町村にまたがる公共交通ネットワークを強化し、円滑な相互移動を実現するため、広域的な視点から地域公共交通網の再構築と活性化・再生を推進すること。また、運行事業者や関連施設の整備などへの支援を通じて、広域連携型コンパクトシティを構築させること。

(企画・地域振興部)

これまで広域行政圏の中心となる都市や鉄道駅等を結ぶ広域的・幹線的な路線を維持・確保するため、複数市町村にまたがるバス路線を運行する事業者に対し、国と協調して、運行経費や車両購入費に係る助成を行っています。

また、今年度から新たに、交通空白の解消に向けた市町村間の広域調整や伴走支援を集中的に実施することとしており、市町村における交通空白の状況を調査した上で、コミュニティバスの広域化等のための「協議の場」を設置するとともに、アドバイザーの派遣、課題解決に寄与する民間事業者とのマッチングといった支援を行うこととしています。

さらに、令和8年度から、複数市町村の連携によるデータを活用した地域交通網の最適化や、市町村をまたぐ交通の結節点となる広域モビリティハブ機能の構築等を支援するとともに、広域運行を行うコミュニティバスの運行費に対する補助要件の緩和を行う予定です。

(4) 公共交通施設のバリアフリー化

広告媒体設置による乗降支障が問題となっている。誰もが移動しやすい交通環境となるよう駅やホーム、バス停などの公共交通施設のバリアフリー化の推進と合わせ、県による市町村への段差解消推進の働きかけを求める。

(企画・地域振興部)

鉄道事業者が国の補助制度を活用して実施する鉄道駅のバリアフリー化に要する費用のうち、市町村が負担する額の一部を支援する制度を設けており、バス停についても、バスを利用しやすくするために取り組む事業に対して助成を行っています。

また、公共交通施設のバリアフリー化に向け、県、市町村、経済団体等で構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」等を通じて、交通事業者への要望を行っています。

一方、国に対しても、バリアフリー化のため交通事業者に必要な支援がなされるよう、補助制度の充実・強化及び必要な予算の確保に関する要望を行っているところであり、令和8年度においても、駅やホーム等の公共交通施設やバスやタクシーのバリアフリー化に対する交通事業者への必要な支援について予算が計上されています。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

都心部とつながる幹線道路などは朝夕の渋滞が著しく、公共交通の定時性が守られていない現状がある。自家用車への依存を減らし、公共交通機関へのシフトを促すための広報の強化・経済的インセンティブの導入などをはかること。また、広域的な視点から交通政策を立案・実行することで、渋滞緩和・走行環境の改善につながることから、県内各地域の状況に応じた渋滞緩和対策を関係機関と緊密に連携して推進すること。

(企画・地域振興部)

市町村や交通事業者等と連携しながら、公共団体が管理している駐車場や、公共交通機関の定期等を利用している方が駐車料金の割引等の優待サービスを受けることができる駐車場（パーク・アンド・ライド対応駐車場）を県のホームページに掲載し、周知を図っています。

引き続き、定期的に情報の更新を行い、県内のパーク・アンド・ライド対応駐車場の情報提供に努めてまいります。

3. 公共交通の犯罪対策支援

県民が安全かつ安心して移動できるよう、公共交通事業者と連携した防犯対策の強化は喫緊の課題である。特に、防犯カメラ設置義務の対象外となる路線では、利用者の安全確保のために、鉄道事業者の自主的な取り組みを支援することが重要である。そのため、鉄道事業者の負担軽減に向けた支援策を講じること。

(企画・地域振興部)

中小民間鉄道や第三セクター鉄道において防犯カメラの設置を行う場合には、国の補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」を活用することができます。

県としては、引き続き、国に対し鉄道の安全輸送の確保に必要な予算の確保について要望してまいります。

4. 交通空間の整備および交通マナー向上の推進

今なお交通事故により多くの尊い命が失われており、依然として厳しい交通情勢にある。安全で快適な交通社会をめざして、以下の事項について求める。

(1) 通学路などの危険箇所の改善

警察、道路管理者との連携をより一層深め、情報共有と合同での対策検討を強化すること。また、地域住民との連携により、危険箇所の早期発見と対策への反映をはかること。これらの連携を通じて、通学路の安全性向上に向けた具体的な改善策を迅速に実施すること。

(県警本部) (県土整備部) (教育庁)

幼児・児童の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携して、通学路等における必要な交通規制の見直しや交通安全施設の整備を推進します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等とこれらの所管機関、道路管理者、住民、企業等と一体となった交通安全総点検の実施に努めるとともに、同点検結果を踏まえ、横断歩道等の交通安全施設等の整備、維持管理を推進します。

市町村が策定した通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、道路管理者、警察、教育関係者、地元自治会等と通学路の合同点検を実施し、危険箇所の抽出、対策内容の検討及び実施、また対策後の効果についても確認することとしております。引き続き、関係者と連携しながら、通学路の安全対策に取り組んでまいります。

例年「学校安全に関する実態調査」を実施し、調査結果に基づいて「学校安全の充実について」を年度当初に市町村教育委員会へ通知しています。その中で、通学路の安全点検については、各市町村の通学路交通安全プログラムに基づき教育委員会や保護者、警察、道路管理者等の協力を得るとともに、危険箇所等が把握された場合には、各学校から市町村教育委員会に報告し通学路交通安全プログラムをHP等で公表するよう働きかけています。なお、全ての市町村においてHP等で公表がなされています。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

交通マナー違反者に対する指導や取締りの強化は、安全な交通環境を維持し、交通事故を減らす上で不可欠である。交通実態を分析し、重点的な指導や取締りを行うことで、安全で快適な道路交通環境の実現をめざし、必要な対策を講じること。

(県警本部)

引き続き、地域住民等からの取締り要望や管内の交通事故情勢を踏まえた交通指導取締りを推進します。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

近年、シェアサイクルなどの自転車や特定小型原動機付自転車の利用が増加傾向にあり、それら利用者の重大事故を防ぐため、ヘルメットの着用推進に向けた取り組みをさらに充実させること。また、外国人が関わる交通事故を抑止するための取り組みを強化し、異なる交通習慣やルールへの理解を促すための啓発活動や多言語対応の情報を充実させるなど、きめ細やかな対策を求める。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

自転車のヘルメット着用については、ヘルメット着用の重要性を記載した自転車安全利用啓発コミックブックの学校等への配布や、当該コミックブックのコマ撮りアニメーション動画の配信に加え、ヘルメット非着用時の危険性をデータで伝えるチラシを新たに作成の上、関係機関等へ配布し、周知啓発を図っています。このほか、四季

の交通安全フェアや街頭キャンペーン、アジアBMXフリースタイル選手権、ツール・ド・九州2025といった機会を捉え、ヘルメット着用の重要性について積極的に周知するとともに、ヘルメット着用体験による着用呼び掛けを行っています。

また、関係機関・団体と連携し、自転車の基本的な交通ルール遵守の周知に加え、各年齢層に応じた交通安全教育を通じて、ヘルメット着用の重要性やヘルメット着用による被害軽減効果等を周知しているほか、交通指導取締り等のあらゆる機会を捉え、啓発チラシを活用して自転車利用者に対する直接指導等を行っています。

さらに、ウェブサイトやSNS等の広報媒体を活用した情報発信も行っていることに加え、令和7年度より公立高校のヘルメット着用が義務付けられた高校生に対して、教育機関と連携し、着用の定着化に向けた継続的な働き掛けのほか、従業員等のヘルメット着用を徹底させる等積極的な取組を行う「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」について、事業所等に対する認定拡大を図る等、着用促進に向けた取組も推進しています。

外国人に対しては、関係機関と連携し、日本語学校や外国人コミュニティ・外国人を雇用する企業等に対して、交通ルール・マナーに関する交通安全教育を行うほか、イラストを多用したわかりやすいチラシ等を作成する等、交通ルールの理解度を高める取組も行っていきます。

令和8年度は新たに、「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」におけるヘルメット着用の取組を支援するとともに、外国人や自転車事故が多い若年層に対し、ヘルメット非着用の危険性を啓発する予定です。

自転車の交通反則通告制度（青切符）については、警察庁が取締りの対象や考え方をまとめた「自転車ルールブック」・「自転車ポータルサイト」や、県警察で独自に作成した「青切符導入啓発チラシ」を活用し、関係機関・団体との連携による周知や街頭活動における直接指導を行っているほか、ウェブサイトやSNS等の広報媒体による情報発信も行っています。

また、16歳以上が本制度の対象となるため、学校における交通安全教育や指導担当教員等に対する講習会の実施等により、基本的な交通ルールと青切符制度の周知も図っています。

今後は、県広報テレビや県だより、新聞・WEB広告等を活用した更なる広報啓発を行うほか、現在作成中の多言語チラシ（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語）により、外国人に対する交通安全教育や広報啓発を行っていく予定です。

引き続き、関係機関・団体と連携し、ヘルメットの着用促進や交通ルール・マナー、青切符制度の周知に向け、多言語対応に配慮しながら継続的な取組を推進してまいります。

5. デジタル・ガバメントの推進

県民がいつでもどこからでも行政サービスの手続きを行えるよう、マイナンバーカードの普及促進をはかるとともに、行政手続きのオンライン化を一層加速させること。その際、高齢者が取り残されることがないように、具体的な支援策を講じること。

(企画・地域振興部)

マイナンバーカードについては、県民の皆様のご理解をいただきながら、国や市町村と連携して、引き続き、普及促進に取り組んでいるところです。

また、県の簡易申請システムや国のシステム等を活用し、従来、書面や対面で行っていた行政手続きのオンライン化に取り組んでおり、令和6年度末時点で7,303手続のオンライン化を実施しております。

高齢者が利用しやすいよう、県の簡易申請システムでは回答箇所記入例を設けることや文字の拡大、読み上げ機能に加え、電話での問い合わせにも対応しております。

さらに、国の事業を活用して、市町村等に対し、高齢者やデジタル機器の操作に不安を持つ方を対象としたスマートフォン講座を開催するよう促してきたところです。

今後も、行政手続きのオンライン化を一層推進するとともに、高齢者が取り残されることがないように努めてまいります。

6. 投票率向上の取り組み

有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、市町村に働きかけること。また、投票機会の確保および投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする環境整備に向け国とも連携して取り組むこと。

(企画・地域振興部)

当日投票所の維持、共通投票所の設置や期日前投票所の投票時間の弾力的な設定については、選挙人の投票環境の向上につながるものであることから、国の通知においても積極的な対応を依頼されています。こうした国の通知を活用しながら、各市町村に対して働きかけているところです。

また、移動期日前投票所については、同種の取組として、投票所までの送迎や無料乗車券の配付等を行う移動支援の取組もあることから、市町村選管に対して、それぞれの特徴や地域の実情を踏まえ、効果的と思われる取組の実施の検討を促しているところです。

電子投票については、令和7年1月に、都道府県選挙管理委員会から国会・政府に対する要望事項の中で、職員や投票事務従事者の大幅な増員が見込めない中、将来的な投票の簡素化は必須事項であり、国政選挙の電子投票化がなされれば、地方にも大きく波及するとの理由から、地方選挙に限定されている電子投票を国政選挙においても可能となるよう要望を行ったところです。

7. 新しい生産技術開発などに向けた産学官との連携および支援

水素分野、バイオ分野、半導体部門へ引き続き支援を行うとともに、将来へ向けて期待が高まっている新たな形の太陽光発電など、国の動向も見つつ、新分野への生産技術開発に向けた初期段階の支援、また研究などへの支援と合わせ、支援効果を客観的に評価できるよう可視化を求める。

(商工部) (企画・地域振興部)

水素は、カーボンニュートラルのキーテクノロジーとされており、全国に先駆けて産学官で水素社会の実現に向けて取り組んできました。

令和4年には、環境施策を経済成長につなげるため、「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定しました。

この戦略のもと、水素分野への参入や水素関連技術・製品の導入等にむけた助言・マッチングを行うとともに、九州大学に集積する水素関連研究拠点と連携しつつ、製品開発や社会実証等への支援に取り組んでおります。

令和8年度は、将来の担い手確保に向けて、九州大学、久留米高専と連携し中高生を対象とした水素分野の人材育成プログラムの実施を検討しております。

バイオ分野では、久留米市と連携し、福岡バイオコミュニティ推進会議を核として、バイオ関連企業や研究機関の集積、バイオエコシステムの形成を推進し、研究開発から、事業化、販路開拓、人材育成まで一貫した支援を行っており、上場や資金調達を達成する企業等も生まれています。

令和7年度は、バイオエコシステム形成に寄与する民間インキュベーション施設の認定制度を創設し、福岡地所株式会社が建設、運営する「エフラボ九大病院」(九州大学病院キャンパス内、令和8年1月開業)を初認定しました。県では、認定施設に対し、入居者が共通で使用する機器の整備やネットワーキングの開催を支援しています。さらに、認定施設内に相談窓口を設置し、シーズの探索、スタートアップや研究者からの相談対応、マッチング支援を実施しています。

令和8年度からは福岡バイオコミュニティがこれまで培ってきた強みを活かし、「ファーマテック」「フードテック」「ヘルステック」の3分野を重点的に推進していくこととし、「ファーマテック」では、AI・デジタル技術を活用した医薬品等の研究開発の加速化の支援、「フードテック」では、九州大学のAI技術、生物食品研究所の食品開発の知見を活用した機能性表示食品の届出支援、「ヘルステック」では、久留米大学「スリープラボ」と連携した睡眠関連商品の開発支援に取り組む予定です。

今後も引き続き、バイオ産業の集積、県内バイオ関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

半導体分野では、今後成長が見込まれる「半導体・デジタル」分野の取組を強化するため、令和4年6月、産学官による新たな産業振興プラットフォーム「福岡県半導体・デジタル産業振興会議」を設立しました。この振興会議を核として、県内企業の新製品開発等に対する助成等の「地元企業のサプライチェーンの強化」、「人材の育成・確保」、「企業誘致の強化」を三本柱として、産学官が連携の下、カーボンニュートラル時代の製造業を支えるパワー半導体等“グリーンデバイス”の一大開発・生産拠点形成を目指しています。

令和8年度は新たに、台湾の大型展示会への九州パビリオン出展や台湾半導体企業を招へいした九州合同商談会開催、また、県内AIデバイス関連企業の新製品開発の支援や日本最大のデジタル技術展示会への出展支援を行う予定です。

今後も引き続き、半導体産業の集積、県内半導体関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

本県では、次世代型太陽電池の一つであるペロブスカイト太陽電池の普及拡大に向け、今年度から、将来の拡張性が高い設置場所で民間事業者が実施する実証事業を支援しています。その成果の横展開が図られることを通じて、県内での普及拡大につなげていきたいと考えております。

今後も、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、ペロブスカイト太陽電池の普及促進に取り組んでまいります。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題および地域活性化に向けた取り組み

九州 MaaS のような ICT を活用した移動サービスは観光客誘致に大きく貢献する可能性を秘めている。しかしながら、キャッシュレス決済や多言語対応といった受け入れ環境の整備は事業者（主に観光業界や交通業界）の負担となる場合がある。したがって、その負担を軽減し、より多くの事業者が恩恵を受けられるよう、さらなる支援策を講じること。

(企画・地域振興部) (商工部)

公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、バス・タクシー事業者等が行う多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及等に関する取組については、国の補助制度を活用することができます。キャッシュレス決済の普及等については、補助要件の1つとして、運転者職場環境良好度認証（「働きやすい職場認証」）を受けておく必要があります。

県では、働きやすい職場環境の整備や多様な人材確保のための取組に対し補助を行うことで、運転手の参入促進と「働きやすい職場認証」取得を図っています。

観光業界における受入環境整備として、県内宿泊施設や観光関連施設等における外国人観光客との接客時の言語コミュニケーションをサポートするため、22言語・24時間365日対応可能な多言語コールセンターによる通訳サービスを提供してまいりました。

また、宿泊事業者が行う、キャッシュレスシステムの導入による業務効率化等の生産性向上に資する取組に対する補助を実施しております。令和8年度は新たに、従業員の賃金を引き上げる事業者に対して、補助率と補助限度額の引き上げを実施する予定となっております。

引き続き、誰もが快適に観光できる基盤づくりとして、県内宿泊施設や観光関連施設等における、受入環境整備の取組を推進してまいります。

【環境・安全】

<環境>

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の最終年度である2026（令和8）年度までの目標の達成に向け、引き続き、SDGsの考え方を浸透させる取り組みを進めること。なお、計画策定から3年以上が経過していることから、取り巻く環境の変化に応じ、目標や施策の見直しを実施した場合は、その背景および新たな目標や施策の必要性などについて、広報・周知活動を充実すること。

（環境部）

SDGsの考え方を活かして策定した福岡県環境総合ビジョンの着実な推進に向け、「環境白書」で毎年度末における目標の達成状況を公表するとともに、以下の取組を行っています。

- ①庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」で、全庁的に計画の推進を図り、必要に応じて目標や施策の見直し等を検討します。
- ②県民や事業者の団体、市町村等からなる「福岡県環境県民会議」を活用し、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。
- ③県の保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域における計画の推進を図ります。

また、福岡県環境部が運用する公式Xアカウントを活用して、タイムリーに発信するほか、SNS以外の広報・周知活動として、環境白書、環境教育教材の発行等を行っています。

なお、目標や施策の見直しを実施する場合には、当該見直しに係る広報・周知活動の充実についても検討します。

2. 「2050年カーボンニュートラル」の実現

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の実行に向けては、社会的な合意形成が不可欠であることから、以下について取り組むこと。

(1) GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み【重点項目】

カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策は、多くの産業およびそこに働く労働者・家族などに関わる。特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配りと強力な支援を行う必要があることから、以下の取り組みを行うこと。

- ①カーボンニュートラルの実現に向けた関連計画の改定や具体的施策の検討・策定にあたっては、労働組合を含む関係当事者を含めた社会対話を行い、丁寧な合意形成をはかること。

(環境部)

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）については、その進捗状況を「福岡県環境審議会」「福岡県気候変動適応推進協議会」へ報告し、関係者や専門家から県の取組に対する意見を聴取しています。これらの意見は、具体的な施策の検討・実施に反映するよう努めています。

なお、本計画の改定については、令和8年2月3日に「福岡県環境審議会」に諮問しております。令和8年度には、計画改定に必要な調査を行い、同審議会に加え、「福岡県気候変動適応推進協議会」からも意見を聴取するとともに、パブリックコメントを通じて県民や事業者の意見も幅広く聴取することを計画しています。

- ②地域の雇用・経済、人口動態などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションの提示による予見可能性を確保したうえで、地域の産業・企業・団体が実行計画を策定・実施する際に必要な情報提供と技術的支援を行うこと。

(環境部)

地球温暖化に伴う気候変動の現状、今後の予測、およびそれによって引き起こされる影響と適応策については、県が設置する「福岡県気候変動適応センター」が情報を収集し、ホームページを通じて広く発信しています。

(気候変動適応センターHP) <https://www.lccac.pref.fukuoka.lg.jp/>

また、県内企業への脱炭素経営導入を推進するため、中小企業を対象に、温室効果ガス排出量の算定および削減目標設定を無償で支援しています。これに加え、脱炭素経営計画の策定に対する補助事業（補助率1/2、補助上限100万円）も実施しています。

さらに、市町村を対象とした脱炭素研修会を開催し、地方公共団体実行計画の策定に資する情報提供等も行っています。

令和8年度には、中小企業の脱コスト化とエネルギーコスト低減を推進するため、太陽光発電や省エネ設備、蓄電池の導入支援、および県内事業者における優良な取組事例を紹介するガイドブックの制作を予定しています。加えて、暑さ指数等の熱中症リスク情報の発信強化も計画しています。

今後も、このような取組を継続することで、各主体における地球温暖化対策の更なる推進を支援してまいります。

- ③「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。

(福祉労働部)

「公正な移行」の具体化に向けた取り組みについては、地球温暖化対策が国際的な課題であり、国がどのような施策を実施するか明らかにされていないことから、今後の国の動向を注視してまいります。

- ④失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定と、その影響度の測定と分析を進めるとともに、地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討すること。

(福祉労働部)

地球温暖化対策により雇用への悪影響が生じうる産業や地域の特定、対策につきましては、国の動向を注視しているところです。

ただし、雇用への悪影響等が生じた理由を問わず、労働条件が悪化した場合の労働者支援事務所による労働相談、自主的解決が見込めない場合のあっせん等を行っており、引き続き支援してまいります。

(2) 地域・家庭における理解促進

「デコ活」「エコファミリー」および「九州エコファミリー応援アプリ（愛称：エコふぁみ）」の普及に向け、引き続き周知・広報活動に取り組むこと。

(環境部)

「デコ活」は、国、自治体、企業、団体等が一体となり、国民の皆様のライフスタイル転換を後押しするものであり、大変意義があります。このため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「デコ活イベント（デコ活チャレンジ）」を開催する等、その普及に努めています。

また、家庭における自発的な取組を促すことも重要です。そこで、省エネ・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみアプリ）」の運用を通じてその活動を支援しています。

具体的には、エコ活動や環境イベントへの参加により「エコふぁみアプリ」のポイントを貯めることで、県産品の抽選に参加できる特典を設ける等、「エコファミリー」の取組を支援しています。

これらの取組のほか、さまざまな機会を捉えて、「デコ活」「エコファミリー」「エコふぁみアプリ」を周知・広報し、その普及に努めてまいります。

(3) 市町村との連携強化

地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取り組みが進んでいない市町村に対して、引き続き、必要な支援を行うこと。

(環境部)

市町村を対象とした脱炭素研修会を開催し、地方公共団体実行計画の策定に資する情報を提供する等、市町村への支援を継続的に実施しています。

また、令和8年度は、市町村における先進的な脱炭素地域づくりを支援するため、事業化調査に要する費用の補助等、支援の強化を予定しています。

今後も、市町村の意向等を確認しながら、必要な支援を継続してまいります。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

県民が安全で安心して暮らせる、安定的なエネルギー社会の実現に向け、以下の取り組みを進めること。

(1) 再生可能エネルギーの着実な普及拡大

再生可能エネルギーの着実な普及拡大に引き続き努めるとともに、再生可能エネルギー拡大に期待が持てるペロブスカイト太陽電池の研究をはじめとした各施策・事業を着実に進めること。

(企画・地域振興部)

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に不可欠な温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、また、地域で発電・消費できる分散型エネルギーとして、その普及促進にこれまでも力を入れてまいりました。その結果、2024年度には再生可能エネルギー発電設備導入容量が338万kwまで拡大いたしました。県総合計画で掲げる2026年度末の目標405万kwに向けては、これまでの取組を一層強化するとともに、特に、次世代太陽電池として期待されるペロブスカイト太陽電池の普及促進にも注力し、再生可能エネルギー発電設備導入容量の更なる拡大を目指してまいります。

県内でのペロブスカイト太陽電池の普及促進を図るため、今年度から「県有施設への率先導入」と「民間事業者による実証事業の支援」を行っております。

まず、「県有施設への率先導入」では、環境省の補助事業を活用し、県立学校の体育館屋根にペロブスカイト太陽電池を設置します。これは、県内における普及のモデルケースとなることを目指すものです。

次に、「民間事業者による実証事業の支援」では、博多駅のホームや福岡空港国際線ターミナルビルの屋根、道路表示板本体、道路表示板や道路監視カメラの柱等、多様な場所で実施される民間事業者の実証事業を支援してまいります。

これらの取組に加え、令和8年度には、ペロブスカイト太陽電池の県有施設への導入を更に加速させるため、対象施設の導入可能性調査を実施する予定です。

今後も、再生可能エネルギー発電設備導入容量の拡大、ひいては持続可能な社会の実現に向けて、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

(2) 利用者の視点に立った自動車の電動化の推進

利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給および周辺インフラ設備のあり方が課題となる。あわせて、電動化関連の課題の解決につながる製品・生産設備の施策や開発などの推進も重要であることから、以下について取り組むこと。

①本年4月から公募が開始された、「CASE等関連技術・製品開発支援補助金」の周知を強化し、利用者の視点に立った電動化を推進すること。

(商工部)

関係機関へのメルマガやフォーラム等の多数の事業者が参加するイベントでの配布だけでなく、CASEプロモーターが企業訪問を行う際にそれぞれの事業者にあった補助金活用方法を提案することで周知の強化を図っております。

令和8年度は、自動車関連企業の電動化を含む試作・開発支援を検討しております。

また、今後においてもCASEや電動化関連の課題解決に向け様々な施策を検討してまいります。

- ②将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れて訪問したニューサウスウェールズ州と締結した「水素分野における協力促進に関する覚書」に基づく、商談会や産学官交流の実績・成果および今後の取り組み方針等について明らかにすること。

(商工部)

豪州で開催された水素関連展示会へ県内企業と共同出展するとともに、同州の訪問団を福岡県に招聘し視察交流会を実施する等、産学官交流を推進しております。

今後もビジネスマッチング支援や企業、大学・研究機関の連携や交流を支援することにより、両地域への水素関連産業の集積・育成を図ってまいります。

- ③電動車普及にあたっては、充電・充てんインフラの整備・運営が必須であることから、電動車購入および急速充電器を含むインフラ導入・運営等における補助金・融資等を継続するとともに、周知・広報に努めること。

(商工部) (環境部)

事業者がディーゼル車と同等の価格でFCトラックを運行できるよう、車両導入費および水素燃料代の補助を行っております。

また、商用車に対応した水素ステーションに対し運営費の補助を行っているところです。

今後は、国の「燃料電池商用車の普及促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に選定されたことを追い風とした、九州初の大規模水素ステーションの整備や大型燃料電池トラック等の本格導入を推進し、水素の先進拠点としての発展を図ってまいります。

県民の健康保護と生活環境の保全等快適な環境の確保に寄与することを目的として、県内中小企業等に対し、環境保全施設等の整備に必要な資金を融資しており、電動車を含む次世代自動車の購入等も対象としています。

今後もこの融資制度について、周知・広報に努めてまいります。

- ④今後の水素利活用に向けては、福岡県のみならず国内・世界的な普及に向けたグローバルな視点が重要となることから、全国的な水素利活用の推進や水素ステーションの整備・運営に向け、リーダーシップを発揮すること。あわせて、目まぐるしく変化する世界・国内情勢や業界の動向への対応に向けた調査やその結果を踏まえた対策の検討・実施などに取り組むこと。

(商工部)

令和6年に水素社会推進法が成立する等、我が国においても大規模なサプライチェーンの構築と社会実装の加速化が求められております。

県では、北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素供給拠点の構築をはじめ、県内各地への水素サプライチェーン展開を図るとともに、国の「燃料電池商用車の普及促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に選定されたことを追い風とした、九州初の大規模水素ステーションの整備や大型燃料電池トラック等の本格導入を推進し、水素の先進拠点としての発展を図ってまいります。

今後も政策動向等を踏まえ、国、企業、大学等の関係団体と密に連携し、水素社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

<安全>

1. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害が発生し、令和6年能登半島地震でも甚大な被害が発生した。そのため、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要求する。

(1) 地域インフラの整備【重点項目】

公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、以下の取り組みを強化・推進すること。

①公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向け引き続き防災・減災対策を推進すること。

(県土整備部) (建築都市部)

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策については、大規模災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路の長大切土や高盛土を定期的に点検し、点検で得られた施設の状態を踏まえた措置を適切に講じてまいります。また、自然斜面においても、雨量通行規制の制度や道路防災総点検を活用して、防災対策を推進してまいります。

物流上重要な道路輸送網として指定されている「重要物流道路」や重要物流道路の脆弱区間の代替路、重要物流道路から防災拠点（備蓄基地・総合病院等）までのアクセス道路としての役割を持つ「代替・補完路」について、災害時においても安定的な輸送を確保するため、改良整備等を重点的に進めます。

災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、市町村等の全ての上下水道事業者が策定した「上下水道耐震化計画」により、上下水道一体で耐震化を計画的に進めてまいります。また、社会的影響の大きい上下水道管路などのリダンダンシー向上のために必要な検討や対策を行ってまいります。

②「福岡県地域強靱化計画」に基づく、交通インフラや上下水道・汚水処理施設等の重要業績指標に関わる対策については、計画の前倒しも含め強化すること。

(県土整備部) (建築都市部)

道路橋梁の耐震対策、及び老朽化対策については、現在計画的に進めている状況です。今後も進捗管理を十分に行いながら、遅滞なく対策を進めます。

無電柱化については、令和6年度末時点で16.8kmの整備が完了しております。引き続き、電線管理者と協議を行いながら、整備を進めてまいります。

上水道施設の耐震化等については、市町村等の水道事業者に対し、水道施設の計画的な耐震化や国庫補助の活用について助言を行う等、国と連携して耐震化を促してまいります。

下水道施設の耐震化等につきましては、計画的に取り組んでいるところであり、さらなる強靱化に向けて補正予算の積極的な活用にも努めてまいります。

③浸水危険箇所適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、計画の前倒しも含め、引き続き浸水対策を進めること。

(県土整備部)

浸水対策のための河川改修は、過去の降雨状況や流域の人口の集積状況等を総合的に判断し、優先順位の高い箇所から実施しております。

今後も、河川改修を着実に進めるとともに、流域内のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった治水対策を行う流域治水を推進し、浸水対策に取り組んでまいります。

(2) 福岡県地域強靱化計画の推進

福岡県地域強靱化計画における評価「C（目標達成に向けより一層の推進が必要）」「D（目標達成困難）」の課題にあわせた確実な対策を講じること。

(総務部)

福岡県地域強靱化計画については、毎年度、計画本編とともに、計画に定めた取組の進捗状況、評価及び課題や環境の変化等を踏まえた今後の対応を、県ホームページに掲載し、公表しています。

(3) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組みを継続するとともに、以下について対応を強化すること。

- ①令和6年能登半島地震で明らかなように木造戸建て住宅の耐震化は非常に重要であることから、引き続き、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。また、更なる耐震化の促進に向けた情報共有や意見交換を行う「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」への自治体参加率の向上に努めるとともに、意見交換や事例共有等による全自治体の耐震化意識の向上を図ること。

(建築都市部)

木造戸建て住宅の耐震改修補助については、市町村を通じて耐震化に要する費用の一部を支援しているところです。これまで耐震化の普及啓発パンフレットによる周知のほか、耐震診断アドバイザー申込者へ診断結果を送付する際に、補助制度に関するチラシの同封を行っております。また、市町村からも広報誌への掲載や固定資産税納税通知書へのチラシの同封等の協力をいただいております。今後も引き続き、このような取組を通じて補助制度を周知してまいります。

次に、「福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会」では、県内の全市町村に参加いただき、耐震化に関する県の取組について、情報共有などを行っているところです。

また、木造住宅の耐震化について集中的に議論する場として協議会内に設置している「木造住宅耐震化部会」においても、今年度は全ての市町村に参加いただくことができ、耐震改修補助制度の充実等に向けた意見交換を行ったところです。

今後も協議会等を通じて、市町村の耐震化意識の向上に努めてまいります。

- ②福岡県の防災拠点となる公共施設棟の耐震化は、文教施設等に比べ、社会福祉施設・市町村庁舎・体育館が低い実態にあることから、早急に対策を行うこと。

(総務部) (建築都市部)

毎年、市町村等防災関係課長会議において緊急防災・減災事業債等の活用により、市町村庁舎等の耐震化に取り組むよう要請しています。防災拠点となる公共施設等の耐震化が進むよう、引き続き指導、助言を行ってまいります。

市町村の防災拠点の耐震化につきましては、現在9割以上達成しているところですが、引き続き市町村へ耐震化を促すとともに、財源の確保に関する情報提供や助言を行ってまいります。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、引き続き、情報伝達手段の周知・広報に努めるとともに、MCA 無線の廃止となる自治体と連携し、他の無線手段の導入に向け、必要な支援を行うこと。

(総務部)

災害時における情報伝達においては、1つの手段に頼らず複数の災害情報伝達手段を組み合わせること、1つ1つの災害情報伝達手段を強靱化することが重要であることから、防災行政無線等のほか、テレビ・プッシュシステムによる情報伝達、デジタルサイネージによる視覚情報伝達等、その他の災害情報伝達手段を地域の実情に応じて組み合わせることにより、住民へきめ細かく情報をいきわたらせることができるよう、災害情報伝達手段の多重化の推進について市町村に働きかけを行っております。

また、MCA無線に代わる情報伝達手段の整備について、市町村職員を対象に防災行政無線等のメリット、デメリットを含めた特性等を習得するための研修会を開催し、今後の整備方針決定の参考とする場を提供しています。また、令和6年度から無線手段の再整備に関する国のアドバイザー事業も活用しており、これらの取組を通じて、市町村の支援を行ってまいります。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時における安全な避難行動の実践に向け、引き続き、避難訓練・避難所運営訓練を実施すること。また地域防災力の強化に向け、地域住民の参加に向けた取り組みを促進すること。

(総務部)

毎年、市町村と連携して避難所運営研修・訓練を実施するとともに、令和6年度から国の研修事業も活用しています。これらの取組を通じて、自主防災組織等の地域住民が円滑に避難所運営を行うことができるよう、地域防災力の向上を図ってまいります。

2. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅【重点項目】

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下について取り組むこと。

- ①飲酒運転撲滅に向けては、子ども時から含めた全世代における「飲酒運転＝悪（犯罪）」であることの意識づけが極めて重要であることから、義務教育期間中も含め「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の積極的な活用をはじめとした教育・啓発活動を充実・強化すること。

(人づくり・県民生活部) (教育庁) (県警本部)

「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」の活用推進に当たっては、教育庁や私学振興・青少年育成局とも連携し周知・広報を行うほか、県ホームページや新聞の広報記事、飲酒運転撲滅メールマガジン等により周知を図っています。

併せて、アドバイザーの講演のDVD貸出のほか、アドバイザーの講演を聞いた子ども達だけでなく、ご家族等でも飲酒運転撲滅への意識を高めてもらうため、飲酒運転撲滅を訴えるメッセージカードを配布する取組も行っています。

義務教育段階においては、「飲酒運転防止に関する指導の手引き【改訂版】」(平成30年2月福岡県教育委員会)を参考に、児童生徒等の発達の段階に応じて、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性・危険性について理解させるとともに、将来飲酒運転を絶対にしないという意識を高めることができるような安全教育の取組を推進しています。

また、小学生を含むあらゆる世代を対象に飲酒運転撲滅教育用VR等を活用した飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育等の実施等、飲酒運転の危険性や悲惨さ、命の大切さについて強く訴えかける取組を実施しています。※VRについては年齢制限あり(対象年齢13歳以上)

さらに、運転免許証取得前の世代に対しても、入学時期を捉えた全体教育(大学生)、生徒、教員を対象とした短時間通報訓練(高校生)を実施する等、警察と各種学校が連携した上で、飲酒運転の撲滅を含む交通安全教育を実施しています。

そのほか、若者世代はもとより、全世代の関心を惹く飲酒運転撲滅に関する「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」を県警察ホームページで公開する等、分かりやすく飲酒運転の危険性・悪質性を認識させる広報啓発を行っています。

引き続き、義務教育期間中も含むあらゆる世代に対し、飲酒運転の危険性や悲惨さ、悪質性、アルコールに関する知識等について、周知・広報してまいります。

- ②飲酒運転の検挙・指導書交付とも増加傾向にあることから、コンビニを含む酒類販売・提供者への対策および取締りを充実・強化すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

酒類販売・提供者に対しても、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に定められた取組を着実に実現することが効果的であると考えています。

特に、通報義務の周知徹底を図るために、通報訓練マニュアル動画、通報要領に関するチラシ等を活用した飲酒運転通報訓練を実施するとともに、訓練実施後には、レジ横や出入口等の目立つ場所に「飲酒運転通報訓練実施済ステッカー」を貼付する等、通報意識の高揚と飲酒運転の防止を働き掛けています。

その他、酒類販売店に対しては、福岡県小売酒販組合連合会と協働した飲酒運転撲滅キャンペーンの実施や法改正に係る広報啓発等を通じ、飲酒運転撲滅気運の高揚を図っております。

また、酒類提供者に対しては、福岡県料飲業生活衛生組合連合会と連携し、自転車酒気帯び運転の罰則強化に関する広報啓発等、タイムリーな周知広報活動を展開しています。

なお、飲酒運転に係る通報により検挙に至った場合は、感謝状の贈呈を行っており、贈呈式については、積極的に報道発表を実施し、表彰の様子について広報を行い、継続的な協力体制の構築や通報義務の周知等も実施しています。

取締りについては、飲酒運転通報をはじめとした各種情報や交通事故分析システムの活用等により、飲酒運転が敢行されるおそれの高い時間帯や区域を分析のうえ、機動取締り、ミニ検問、飲酒運転の実態を踏まえた早朝取締り等、創意工夫を凝らした真に実効ある取締りを推進します。

これらに加え、県内企業や飲食店等に対しては、県から委嘱された飲酒運転撲滅活動推進員が訪問を行い、「飲酒運転をさせない接客マニュアル」やステッカー等を配布するほか、「飲酒運転撲滅宣言企業」「飲酒運転撲滅宣言の店」への登録勧奨を行っています。

また、飲酒運転を見かけたとの通報が多いコンビニエンスストアや飲食店に対し、飲酒運転が犯罪であることを改めて周知するポスター・チラシを配付してまいります。

- ③自転車・電動キックボード等（特定小型原動機付自転車）も飲酒運転となることを認識していない場合もあることから、飲酒運転定義の周知・啓発を強化すること。

（人づくり・県民生活部）（県警本部）

自転車や特定小型原動機付自転車の飲酒運転が道路交通法違反となることや、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和6年11月1日から、自転車運転者による「酒気帯び運転」に対する罰則が整備されたことについて、四季の交通安全フェアや街頭キャンペーンにおいてチラシを配布するほか、飲酒運転撲滅メールマガジンに掲載する等、広く周知啓発を行っています。

また、自転車その他の小型モビリティに係る飲酒運転を想定した通報訓練を実施する等、自転車その他の小型モビリティに係る飲酒運転通報の定着化や事業者対策として、チャリチャリ株式会社や株式会社ループ等のシェアリング事業者と連携し、利用アプリ登録時における飲酒運転に係る交通ルールのテストを利用条件とするほか、アプリ起動時に飲酒運転防止に係るポップアップを表示させる等、飲酒運転撲滅に向けた取組を推進しております。

今後とも、各交通安全イベント等の機会を捉えて周知を図ってまいります。

（2）高齢者の運転免許自主返納への対応

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保は大きな課題であることから以下について求める。

- ①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、引き続き、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保に向けた支援を行うこと。

（企画・地域振興部）

公共交通を維持・確保するため、市町村等が運行するコミュニティバスの運行費等に対する補助を実施しており、令和8年度から新たに、市町村をまたぐ広域運行を行うコミュニティバスの運行費に対する補助要件の緩和を行う予定です。

また、公共交通の利便性の向上や利用促進を図るため、予約に応じて配車・運行ルート計算をAIが行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する補助、コミュニティバスと他の交通機関との相互連携に取り組む市町村への支援を実施しております。

- ②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実すること。また各市町の試験導入・実証事業および本格運用での課題等があれば、引き続きその対策に取り組むこと。

(保健医療介護部)

免許返納高齢者への生活支援については、市町村が設置する地域包括支援センターによる日常生活相談対応、訪問介護員による買い物代行や通院時の付き添い、介護保険地域支援事業による総合的な生活支援サービスが行われています。

県では、地域支援事業交付金の交付や地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会の開催等を通じて、こうした取組が円滑になされるよう支援を行っています。

また、住民のニーズ調査、先進地視察、試験導入等、買い物弱者対策に取り組む市町村や地元関係者で構成する協議会に補助金を交付しています。

現在までに7市町の協議会に補助金を交付し、乗り合いタクシー（大牟田市）や移動販売（小郡市、中間市）の試験導入や導入地域拡大に向けた調査・検討（遠賀町）、ニーズ調査（みやま市、川崎町）等、地域の実情に応じた取組がなされています。

このうち大牟田市については、令和4年10月から、買い物や通院を支援する乗り合いタクシーの本格運行が開始され、川崎町においても、令和5年10月から、買い物バスを運行しています。

事業に取り組まれた市町村からは、協議会において調査・検討を行った結果、例えば、移動販売に関しては、更なる対象地区の拡大に対する住民のニーズが明らかになった、という報告等がありました。

県としては、今後とも、当該補助金を通じて、市町村が地域の課題に気づき、実情に応じて取組を進めることができるよう、市町村の課題解決に向けた取組を継続的に支援してまいります。

- ③免許返納を促しても応じない高齢ドライバーのご家族等（免許を持たない方含む）からの相談窓口（安全運転相談窓口）や専用ダイヤル（#8080）にたどり着くための周知・広報活動をさらに充実・強化すること。あわせて、交通安全アドバイス等により、警察官が訪問した際に免許返納等に関する各種説明を行うにあたっては、家族同席により説得効果が向上する可能性があることを家族へ説明し同席を要請するなど、引き続き、可能な限り家族の同席を求めること。

(県警本部)

福岡県警ホームページの掲載をはじめ、四季の交通安全県民運動期間中は、県内の主要幹線道路に設置された道路交通情報板やラジオ放送を活用する等、「専用ダイヤル（#8080）」の周知を図っています。また、福岡県内の各運転免許試験場、ゴ

ールドセンター等にポスターを掲示したり、運転免許更新者に配布する地方版資料の中にも同内容を掲載しています。

さらに、各種交通安全講話及びキャンペーンにおいても「免許返納に関わる安全運転相談窓口」の周知を図っています。

交通安全アドバイスの対象者である複数回交通事故の当事者となった高齢運転者に対しては、可能な限り家族の同席を求め、個別にフォローを行っています。

また、警察官が、巡回連絡や防犯指導を行うために高齢運転者宅を訪問する際に、家族がいる場合は、その家族に対しても免許返納に関わる安全運転相談窓口等について説明を行っています。

今後も、あらゆる機会を通じて、相談窓口等の周知・広報活動及び交通安全アドバイスに引き続き取り組んでまいります。

(3) 高齢者の安全運転への対応

地域交通の整備、買い物対策等が講じられるまでの期間において、生活のため、どうしても自主返納が困難な高齢者の安全な運転に向けては、福岡県が推奨している「補償運転」が重要であるが、まだまだ認知度が低い状況にある。そのため、ご家族や地域住民含めた見守りも意識するなど、認知度向上に向け、さらに周知・広報活動を充実・強化すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

高齢者に対し加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、「補償運転」を促す参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、交通事故頻回者に対する交通安全アドバイスにおいて「補償運転」を周知する取組を実施しています。

また、県及び県警ホームページへの啓発チラシ掲載や高齢者が直接関係する老人クラブ連合会をはじめ関係機関や地域交通安全活動推進委員と連携し、四季の交通安全県民運動における啓発活動等により、周知・広報活動を実施しています。

加えて、高齢者のための交通安全教育冊子や交通安全パンフレットを作成し、高齢者を対象とした講習のほか、高齢者宅訪問時等において周知を図っています。

今後も、あらゆる機会を通じて、「補償運転」の周知・広報活動に取り組んでまいります。

※高齢者に対する交通安全教育実施回数（令和6年中）

： 4, 717回、43, 274人

3. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待の通報・摘発・相談件数は増加傾向にあり高い水準で推移していることから、虐待やDVの対策強化に向け、以下について取り組むこと。

①引き続き、相談者に寄り添った相談窓口の運営に努めること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

県では、DV対策については、県内10か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、身近な地域においてDV被害者の相談支援を行っています。電話相談は、休日・夜間も行っていきます。

令和6年4月に開設した「福岡県女性サポートホットライン」では、年末年始を除き、毎日電話相談を受け付けており、希望者には面談(来所・出張)や関係機関への同行支援を行っています。

男性、性的少数者のDV被害者専用の相談窓口のほか、DV被害者支援の一環として、DV加害者の相談窓口も設置しています。

電話での相談が難しい場合にも対応できるよう、福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、メールによる相談も受け付けています。

相談員に対しては、DVに関する専門知識の習得や相談技術の向上が図られるよう、経験年数等に応じた体系的な研修を実施しています。

引き続き、関係機関と密に連携をとりながら相談支援を行ってまいります。

県では、児童虐待の早期発見を図るため、夜間・休日も相談を受け付けることができるよう、相談受付業務を民間に委託することで、24時間365日、いつでも相談や通告への対応が可能な体制を整備しており、引き続き、相談者に寄り添った相談窓口の運営に努めます。

県警察は、DV、児童虐待事案に対して、自治体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関・団体と緊密な連携を図り、各種警察活動を通じた情報収集に努めてまいります。

DV事案を認知した場合は、被害者の安全を最優先に、避難やその他の支援制度の情報提供等被害者の援助を行うとともに、被害者の意思を尊重しながら、加害者の検挙・警告等の措置を行います。

②相談窓口や第三者通報等の存在に気付き・たどり着くため、県民の認知度向上に向けて周知・広報活動を充実・強化すること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

周知・広報活動については、ポスターや相談窓口カード、ステッカーを作成し、市町村や関係機関、ショッピングモール等に配布、掲示することにより、相談窓口の周知を図っています。

また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、県内4地区(福岡・北九州・筑豊・筑後)でDV防止街頭キャンペーンを実施しています。

今年度は、ポスター等に大学生との協働により制作したデザインを採用しているほか、デジタルツールを活用する等により、周知・広報活動の充実を図っています。

引き続き、さまざまな広報手段を活用し、DV被害者の早期発見に向けた周知・広報活動を行ってまいります。

県では、児童虐待の早期発見を図るため、新聞やラジオ、パンフレットを通して、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」等の相談窓口を広く周知するとともに、

専用のホームページを開設し、相談が無料であることや匿名で相談できること等、虐待を発見した方の疑問や不安に対して、Q&A形式で分かりやすく説明しています。

このホームページがさらに多くの方の目に留まるよう、今年度も引き続き、SNS広告を活用することで、一層の認知向上に取り組みます。

県警察は、DV・児童虐待被害の潜在化を防ぐために、各広報媒体を通じた相談窓口の周知を図り、被害者本人及び第三者を通じての被害通報への対応に努めてまいります。

また、防犯教室や各種キャンペーンにおいて、リーフレット等を配布する等し、DV・児童虐待事案に対する広報活動を行っています。

- ③「こども家庭センター」の運営・運営に向け、運営主体である市町村と連携をはかり、研修会の充実等、引き続き、必要な支援を積極的に行うこと。

(福祉労働部)

令和6年度から市町村の担当職員に対する研修事業を行っています。研修内容は「基礎研修」「サポートプラン策定等研修」「統括支援員向け研修」の3点です。令和6年度の実績はそれぞれ、基礎研修：3回開催して計410人（58市町村）出席、サポートプラン策定等研修：4回開催して計389人（58市町村）出席、統括支援員研修：2回開催して計159人（58市町村）出席となっております。

- ④「福岡県こども意見表明支援センター」設置から1年が経過したことから、この間の運営における課題を把握し、こどもの権利擁護に資するセンター運営となるよう適切な対策を講じること。

(福祉労働部)

一時保護所や児童養護施設等で過ごすこどもの権利擁護を一層推進するため、昨年4月に「福岡県こども意見表明支援センター」を設置しました。本センターにおいて、児童相談所等から独立した第三者である「意見表明等支援員」を養成し、施設等に派遣をいたしますことによりまして、こどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう取組を開始しました。

昨年度末時点で113名の意見表明等支援員を養成しており、入所期間が短い一時保護所で過ごすこどもに対しては週に1回、児童養護施設で生活するこどもに対しては月に1回、意見表明等支援員が、こどもとの遊びでの会話を通じて、また必要に応じて個別面談により、生活における悩みや不安等を聴き取っております。

昨年度は、延べ1,358人のこどもと面談し、150件の意見が表明されました。こどもから表明された意見は、こどもの意向に応じて児童相談所と一時保護所、児童養護施設等で共有し、どのように対応するか検討した上で、その結果をこどもや意見表明等支援員に丁寧に説明することといたしております。

今年度は、支援の対象を里親家庭に拡大することとしており、引き続き、こどもが意見を表明しやすい環境を整えてまいります。

(2) 性犯罪対策

令和6年の性犯罪の認知件数は、482件となり、令和5年の362件から大幅に増加するなど、増加傾向に歯止めがかかっていないことから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、引き続き、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

県では、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、小学校、中学校、高等学校等において、性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を実施しており、令和7年度は613校で実施する予定です。

また、年齢層に応じた性暴力対策啓発冊子を作成し、小学校低学年及び小学校高学年、大学生等に配布しました。この啓発冊子は県ホームページにも掲載し周知しています。

令和7年11月からは県民や事業者を対象に、「性暴力根絶に向けた対応指針」の内容をわかりやすく説明解説した動画を作成し、配信しています。この動画は市町村・関係機関を通じて、ポスターやチラシ、メールマガジン等により周知を実施するほか、SNSで配信しています。

令和7年9月末現在の性犯罪認知件数は、350件（前年同期比+9件）であり、昨年と同水準で推移しておりますが、令和3年から4年連続で増加していることに鑑みると、継続した性犯罪対策を行っていくことが重要であると考えております。

そのため、引き続きタイムリーな情報発信に努めるとともに、各種警察活動を通じて防犯アプリ「みまもっち」の更なる普及促進を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めてまいります。

また、被害予防対策については、地域住民・自治体・企業等と連携し、各種キャンペーンや合同パトロールを実施する等、効果的な啓発活動に努めてまいります。

併せて、取締りについては、被害者の心情に配慮しながら、迅速かつ的確な初動捜査を推進し、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

4. カスタマーハラスメントの撲滅

社会問題化しているカスタマーハラスメントの防止に向け、以下について取り組むこと。

(1) 社会的合意形成の推進【重点項目】

カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントを防止する条例の制定など、社会的な合意形成に向けた取り組みをすすめること。

(福祉労働部) (人づくり・県民生活部)

事業主に対し、カスタマーハラスメント対策の導入が進むよう、社会保険労務士による相談支援を行うとともに、カスタマーハラスメント対策導入セミナーの内容をもとに作成した優良事例の動画を福岡県庁動画資料館 (YouTube) で公開しています。

カスタマーハラスメント防止に資する周知・啓発として、消費者に対しては、行き過ぎた言動をとると場合によっては犯罪として処罰されること等が記載された消費者庁の啓発チラシ「消費者が意見を伝える際のポイント」を県ホームページにて周知しています。

また、事業者に対しては、事業者団体等が出席する会議において、国が作成しているカスタマーハラスメント防止を目的としたポスターを、消費者が目にする機会が多い店頭や事業所等に掲示することを働きかけています。

カスタマーハラスメント対策について盛り込んだ改正労働施策総合推進法が令和7年6月11日に公布され、公布後1年6か月以内に施行されますが、当該法律では、国が指針を示すとともに、事業主に対しては労働者の就業環境が害されないように雇用管理上必要な措置を講じることを義務付け、顧客等に対しては、労働者の就業環境を害することのないように、必要な注意を払うよう努めなければならないとしています。

引き続き、国が改正法の施行に伴い、今後示すとしている指針の状況、他県の状況を注視してまいります。

(2) 事業者による取り組みの推進

カスタマーハラスメント対策の事業者の責任による組織的な取り組みの推進に向け、引き続き、周知・啓発活動に取り組み、事業者の取り組みを推進すること。とりわけ、周知・啓発が届きにくい、「よかばい・かえるばい企業」や「子育て応援宣言企業」に未登録の事業主への対応を強化すること。

(福祉労働部)

「よかばい・かえるばい企業」や「子育て応援宣言企業」に未登録の事業者にも広く周知、啓発が届くよう、労働施策総合推進法の改正に伴って、事業主におけるカスタマーハラスメント対策が義務化される旨のホームページでの周知、事業主を対象としている労働経営セミナーでのチラシ配布等を行っております。

引き続き、機会を捉え周知を実施し、啓発に努めてまいります。

(3) 消費者教育の充実・強化

行き過ぎた暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為等のカスタマーハラスメントにより、消費者が加害者とならないため、事業者に苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うこと。

(人づくり・県民生活部)

消費生活センターでは、消費者から相談を受けた際には、消費者が事業者に対し、適切にトラブルの経緯や事業者への要求を当該事業者へ伝え、交渉できるよう、アドバイスを行っています。

また、行き過ぎた言動をとると場合によっては犯罪として処罰されること等が記載された消費者庁の啓発チラシ「消費者が意見を伝える際のポイント」を県ホームページにて周知しています。

5. こころの健康対策

令和6年度の福岡県の自殺者数は、令和5年度から減少したものの853人もの尊い命が犠牲となっている。自殺の原因・動機別では、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっており、メンタル不全（健康障害）対策や自殺対策の強化は極めて重要であることから、以下に取り組むこと。

(1) 相談窓口の充実・強化

引き続き、①相談窓口および自殺対策の機能充実を含めた体制強化、②相談窓口等のさらなる周知・広報活動の強化・充実をはかること。

(保健医療介護部)

①相談窓口については、誰もがこころの不安や悩みの相談ができるよう、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所において、電話やメールのほか、必要に応じて医師を交えた対面での相談を実施しています。また、県や医師会、労働基準監督署、家庭裁判所等の関係団体で構成する福岡県地域精神保健協議会が設置している「心の電話」でも専門相談員が相談に応じております。

自殺対策については、「ふくおか自殺予防ホットライン」での電話相談に加え、若年者が気軽に相談を行えるよう、SNSを活用した相談窓口「きもちよりそうライン@ふくおかけん」を設置し、相談に対応しております。このほか、ゲートキーパー養成や研修会による人材育成、ハイリスク者支援連携会議による支援体制の強化を図っています。

②相談窓口等のさらなる周知・広報活動については、県内の様々な相談窓口を取りまとめたリーフレットを作成し、県のホームページやSNS等を活用し周知を図るとともに、SNS相談周知カードを中学校、高等学校や支援団体等に配布し、周知・広報を図っています。

今後も、相談体制の充実、自殺対策の強化を図るとともに、相談窓口の周知にも引き続き取り組んでまいります。

(2) SNSリテラシー教育の充実

2022年から2024年の3年間で、SNSやインターネット上のトラブルが原因の1つとなった自殺者は全国で101人に上っており、早急な対策が必要である、とりわけ、教育過程の子どもたちを誹謗中傷やいじめ、有害な情報等から守り、心の健康を維持するためのSNSやインターネットの適正利用は重要であることから、SNSリテラシー教育等を充実すること。

(人づくり・県民生活部) (教育庁)

インターネット上の有害情報の閲覧を未然に防止するため、事業者に対し、青少年に携帯電話を販売する際はフィルタリング設定の説明を行うことを義務づけるとともに、保護者が正当な理由なく設定しない場合は販売できないこととしております。

また、インターネットに関する問題点や利用の仕方について、青少年自身が考え、意見交換するワークショップ等を実施し、青少年のネットリテラシーの向上に努めてまいりました。

小・中・高校生、さらには成人後においてもインターネットを適切に利用するには、未就学期からのリテラシー教育が重要であると考えます。このため、令和7年度から「スマホに頼らない乳幼児期の遊び方講座」を開設し、乳幼児やその保護者が交流する市町村子育て支援センターや保育園の職員等を対象に、メディアとの向き合い方や乳幼児期に適した「遊び方」を啓発する保護者向け講座の講師育成に取り組むこととしております。

義務教育段階では、活用型情報モラル教材「GIGAワークブックふくおか」をホームページで公開し、情報モラル教育の充実に取り組んでいます。

「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」では、児童生徒の発達段階や校種に応じて、系統的に規範意識の育成に係るテーマでの児童生徒の学習会及び児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会を実施しています。その学習テーマの一つに、「インターネットの適正利用」があり、ネットによる誹謗中傷やネット依存、いじめ防止等の学習会を実施しています。

高校教育段階では、インターネット上の悪質な書き込みや誹謗中傷が他者を傷つけ犯罪にもなり得ること等を学習するとともに、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を教科横断的に実施をしています。さらに規範意識育成学習会等を通して、様々な情報の真偽を主体的に判断し行動できるよう生徒の情報リテラシー向上に努めています。

以上